

## 第2編 確認訴訟 (proceso declarativo)

(訳者注: proceso declarativo (確認訴訟) とは、或る確固たる権利がない訴訟で、原告が、裁判官にその者の有利に宣言または判決することを求める主張がある訴訟である。そこでは裁判官による或る権利の認知が請求され、または、裁判官が、原告の請求を有効にする目的で、ある法律の適用を宣言または認知することが求められる。法律により他の訴訟手続きが指定されない当事者間の裁判上の紛争はすべてこの確認訴訟で審理され、判断される。)

### 第1章 確認訴訟の共通条項

#### 第1節 対応する訴訟を決める規則

##### 第248条 確認訴訟の種類。

- ① 法律によって別の手続きが指示されていない当事者間の裁判上の紛争は、対応する確認訴訟で取り扱われ、判断される。
- ② 次のものは確認訴訟の類に属する：
  1. 通常裁判。
  2. 口頭審理裁判。
- ③ 金額の理由による裁判の種類に関する規範は、事物 (materia) の理由による規範がない場合にのみ適用される。

##### 第249条 通常裁判の範囲。

- ① 次のものは、金額にかかわらず、通常裁判で判断される：
  1. 人の名誉権に関する訴え。
  2. 名誉権、プライバシー権および自己の肖像権の保護を求める訴え、および、(個人的データの) 是正権に係わる訴えを除く、その他のいかなる基本的権利の民事司法保護を要求する訴え。これらの訴訟において、検察官は常に当事者となり、その訴訟手続きは優先的性質を有する。
  3. 理事会あるいは社員または社債権者の通常または臨時総会によって、または、合議制経営組織によって採択された決議の異議に関する訴え。
  4. 欧州連合機能条約 (Tratado de Funcionamiento de la Unión Europea) の第101条および第102条、または、2007年7月3日法律15/2000 競争保護法 (Ley de Defensa de Competencia) の第1条および第2条の適用における不正競争、競争の保護に関する訴え、および、工業所有権、知的財産および広告に関する訴え。ただし、数量に関する請求 (この場合、請求される金額に対応する訴訟手続きで扱われる)、および、工業所有権に関するスペイン特許・商標庁 (Oficina Española de Patentes y Marcas) の (本法第250条第3項の規定に従って口頭審理裁判手続きを通して扱われる) 決定に対する不服申立てを排他的に扱っていないことを条件とする。しかしながら、広告に関する消費者・ユーザーの集团的利益および広まった利益を守るため

の差し止め権行使に係わるときは、本法第 250 条第 1 項第 12 号の規定に従う。

5. 契約の一般条件に関連する訴権が、この事項に関する法制で規定される場合に、行使される訴え。ただし、第 250 条第 1 項第 12 号で規定される場合を除く
  6. 不動産の建物または土地賃貸借に関連する事案を扱う訴え。ただし、賃料または賃借人が負う金額の請求、あるいは、賃料不払いまたは賃貸借期間の消滅による立退き請求に関するものを除く、または、訴訟目的金額の評価が可能である場合を除く、この場合は、訴訟は本法の一般規則に従って対応するものとなる。
  7. あらゆる種類の買い戻し権(derecho de retracto)を行使する訴え。
  8. 区分所有法(Ley de Propiedad Horizontal)が所有者理事会(Junta de Propietarios)および所有者に認める訴権が行使されるとき。ただし、それら訴えが数量の請求だけを扱っていないことを条件とする、その場合、対応する訴訟によって取り扱われる。
- ② 金額が 6,000 ユーロを超える訴え、および、経済的利益が相対的にでも計算できない訴えも、通常裁判で裁定される。

#### 第 250 条 口頭審理裁判の範囲。

① 以下の訴えは、金額に関わらず、口頭審理で判断される：

1. 賃料および未払金の未払いによる金額の請求を扱う訴え、および、同様に、賃料または賃借人が負う金額の未払いに基づいて、または、契約上または法律上設定された期間の満了に基づいて、所有者、用益権者、あるいは、通常またはリース賃貸借、または、小作に出された土地または建物の占有権を持つその他の者が、その財産の占有権の回復を求める訴え。
2. 所有者、用益権者または不動産の占有権を持つ他の者によって、期間の定めなく引き渡された土地または建物の完全な占有回復を求める訴え。
3. 裁判所が財物の占有を、誰も所有者または用益権者として占有していないとき、相続によってそれを取得したとされる者に与えることを求める訴え。
4. 物や権利を奪われた、または、その享受を妨げられた者による、それらの物や権利の所持または占有の略式保護(tutela sumaria)を求める訴え。

住宅またはその一部の完全な占有権の即時回復を、他の権原によりその適法な所有者または占有者である法人、その占有権を有する非営利団体、および、公営住宅(vivienda social)の合法的所有者または占有者である公共団体は、彼らの同意なしにそれを奪われた場合、要求することができる。

5. 新たな工事の中断を、裁判所が、略式で、裁定することを求める訴え。
6. 荒廃した状態にあり、訴え提起者に損害を与える恐れがある工事、建物、樹木、柱またはその他の同様な対象物の解体を、裁判所が、略式で、裁定することを求める訴え。
7. 所有権登記簿に登録された物権の名義人に提起された場合で、異議申立てや妨害行為を正当化する登記名義を持たずに、当該物権に異議申立てる、または、その行使を妨害する者に対してその権利の有効性を要求する訴え。

8. 法の規定または別の資格により相当の扶養を要求する訴え。
9. 不正確で有害な事実の訂正請求権行使を伴う訴え。
10. 動産の割賦販売登録簿(Registro de Venta a Plazos de Bienes Muebles)に登録され、その目的のために設定された公式(書式)モデルで定型化された契約に由来する(動産)債務の購入者による不履行について、分割払いで取得または融資された商品の上のみに強制執行することを許可する有責判決を取得するために、裁判所が、略式で、裁定することを求める訴え。
11. ファイナンシャル・リース契約、動産賃貸借契約、所有権留保付割賦販売契約の不履行について、契約に示されている場所で、ファイナンシャル・リースの貸手、賃貸人あるいは売り主または金融業者に財物を、場合に応じて、その終了を宣言した後、即座に引き渡すことのみを目的とした請求権の行使を通して、裁判所が、略式で、裁定することを求める訴え。ただし、それら契約が動産割賦販売登記簿に登録され、その目的のために設定された公式(書式)モデルで定型化されていることを条件とする。
12. 消費者・ユーザーの集団的かつ広まった利益を守る差し止め請求権行使を伴う訴え。
13. 民法第160条で認められた権利の実効性を求める訴え。これらの場合、口頭審理裁判は、本法の第4編第1章第1節に規定された特殊性をもって審理される。
  - ② 金額が6,000ユーロを超えず、前条第1項に規定された事項のいずれにも該当しない訴えは、また、口頭審理裁判で判断される。
  - ③ スペイン特許商標庁によって工業所有権の事項で下された(行政手段を使い切る)裁定に対する不服申立ては、本法第447条の2で規定される専門性をもって、口頭審理裁判で判断される。

#### 第251条 訴額の決定規則。

訴額は、訴えの経済的利益に応じて定められ、次の規則に従って計算される：

第1 特定の金額を請求する場合、訴額はその金額で表される、また、特定が欠けている場合、たとえ相対的形式であっても、訴額は不定とみなされる。

第2 訴訟の目的が動産又は不動産の引き渡しを命じるものである場合は、請求が物権に基づくものであるか債権に基づくものであるかにかかわらず、(訴額は)同じ種類の物の市場または契約における市場価格に応じて、請求が提起された時点でのそれらの物の価格に従う。

この計算のために、原告は、他の方法で価格を裁定することができない場合、訴訟物のいかなる公的査定を使用できる。ただし、土地台帳に記載されているよりも低い価格を不動産に帰させることはできない。

第3 前項の計算ルールは、また、次のものに適用される：

1. 所有権から派生した権限の享受を保証するために向けられた訴えに。
2. 不動産所有権証書の有効性、無効または効力、および、所有権自体の存在または範囲に影響を与える訴えに。

3. 請求の満足が所有者の地位を原告が証明することに依存するところの、前の2つのケースで規定される請求とは異なる、訴えに。
4. (所有権取得を)認める債権を持っていることによって、または、所有権の取得方法のいずれかによって、つまり、買戻し権、先買い権または買い選択権によって、ある物または物の一群の所有権を取得する権利に基づく訴えに。物が売買の対象として請求される場合、契約で合意された価格が査定基準として優先される。ただし、不動産の場合は、土地台帳価格より低くないという条件が付く。
5. 訴訟が占有に関するもので、本条の他の規定が適用されない場合。
6. 共有物の境界(確定)、境界設定および分割の請求に。

第4 請求が用益権または虚有権(nuda propiedad)、使用権、居住権、順番による共同使用権またはその他の特別な規則の対象とならない所有権制限物権に関連する場合、訴額は、これらの権利の設定または移転についての税金に係わる課税標準に従う。

第5 地役権に関連する訴額は、その設定に対して支払われた価格となる(それが証されていて、その日付が5年以上経過していない場合)。別のケースでは、それを取する方法が何であれ、訴訟時に(地役権)設定の価格を決めるために規定された法規則によって見積もられる。また、それら規則がない場合は、動産および不動産に関する本条第2項の規定を考慮して、要役地および承役地の価格の20分の1が訴額とみなされる。

第6 ある担保物権の存在、不存在、有効性または効力に関する訴えでは、その訴額は、すべての(担保)項目により保証される合計金額となる。

第7 一時的であろうと生涯であろうと、定期的給付を請求する権利に関する訴えでは、訴額は年金の額に10を掛けて計算される。ただし、給付の期間が1年未満の場合を除く、この場合その合計金額に従う。

第8 ある債務の存在、有効性または効力を扱う裁判において、その訴額は、分割払いであっても、未払いの総額によって計算される。この評価基準は、債務または債権の設定、変更または消滅を目的とする訴訟に、本条の他の規則が適用されない場合、適用される。

第9 動産賃貸借に関する訴訟では、訴額は、契約で決められている支払い周期に関係なく、賃料の年額となる。ただし、訴訟の目的が賃料または未払額に対する請求である場合を除く。

第10 訴えが証券取引所で取引されている証券に関連する場合、訴額は、訴え提起の日付の前暦年に適用される法律に従って決定されるその証券の加重平均相場の平均値によって、または、証券が株式市場で取引された期間中の証券の加重平均相場の平均値によって、当該期間が1年未満の場合、決定される。

他の流通市場で取引されている証券の場合、訴額は、訴え提起前の暦年中で、それらが取引されていた流通市場での平均取引レートによって、または、証券が流通市場で1年未満取引されていた場合、流通市場で取引されていた期間の平均取引レートによって決定される。

平均取引レート、または、場合に応じて、加重平均相場の平均値は、当該流通市場の管理機関が発行する証明書によって証明される。

証券が取引されていない場合、訴え提起の時点で有効な会計評価規範に従って訴額が計算される。

第 11 訴えが（ある事を）為す給付をその目的とする場合、その訴額は、実行を請求されるものの費用、または、不履行から生じる損害賠償の額からなる（両方の金額が累積されない場合）。ただし、履行請求以外に、賠償を請求する場合を除く。給付が一身専属なものである、または、為さない給付で構成されている場合、損害賠償の金額または計算を考慮に入れなければならない、また、主たる請求が履行を求める場合も同様である。

第 12 相続、一連の資産の集合体または個別の資産に関する訴訟では、遺産または紛争の対象資産に含まれている物、権利または信用に関して、前の（全ての）規則が適用される。

### 第 252 条 複数の（訴訟）目的または当事者を伴う訴訟の場合の特別規則。

訴訟の目的または当事者が複数である場合、訴額は、次の規則に従って計算される：

第 1 ある同一権原に由来しない複数の主たる請求が訴えに併合されている場合、訴額は、最も価額の高い請求の額によって決定される。請求が付帯的に併合されている場合も、同じ基準が適用される。

第 2 併合される請求が同じ権原に由来する場合、または、主たる請求と共に、利子、果実、賃料または損害賠償が追加で請求される場合、訴額はすべての併合請求の値の合計によって決定される。しかし、請求のいずれかの額が不確実で流動性がない場合、額が確実で流動性のある請求の額のみが考慮される。

額の決定では、今後発生すべき果実、利子または賃料は考慮されず、期限到来したものだけが考慮される。また、訴訟費用負担の請求も考慮されない。

上記にかかわらず、併合される請求が賃料の未払いあるいは法的または契約上の期間の満了による立退きと賃料または未払金の請求である場合、訴額は、最も価額の高い請求によって決定される。

第 3 同一の動産又は不動産に係る複数の物権的請求が同一の訴えに併合するときは、訴額は、係争物の価額を超えることはできない。

第 4 同一債務の期限到来した複数回分が請求される場合、請求額の合計が訴額として考慮される。ただし、訴えにおいて債務の有効性または効力に関する明示的な宣言が請求されている場合（ここでは訴額は債務の全価額に従う）を除く。いずれかの期間の額が確かでない場合は、訴額の計算から除外される。

第 5 反訴および訴訟の併合は、訴額にまたは訴額の理由で続くべき種類の裁判の訴額に影響しない。

第 6 同じ訴えでの複数原告または複数被告の競合は、請求がすべての者に対して同じである場合、訴額の決定にはまったく影響しない。複数原告または複数被告が連帯であっても、同様である。

第 7 当事者の複数性が、また、肯定される (afirmado) 請求の複数性を決める場合、訴額は、本条に含まれる訴額決定規則に従って裁定される。

第 8 訴えの拡張の場合も前の（全ての）規則に従う。

## 第 253 条 訴えにおける訴額の表示。

① 原告は、訴額を自己の（訴えの）開始文書で正確に表明する。この額は、いずれにしても、前条の規則に従って計算される。

訴え提起後に発生する紛争目的物の価値の変更は、訴額または裁判の種類の変更を生じさせない。

② 訴額は、明確かつ正確に記載しなければならない。しかしながら、原告が、紛争の経済的利益が少なくとも通常裁判に対応する最低額に等しいこと、または、口頭審理裁判の最高額を超えないことを正当化する場合、相対的形式で示すことができる。いかなる場合も、原告は従うべき裁判の種類を示すことだけに留めてはならず、被告に訴額を決定する負担を負わせてはならない。

③ 原告が、訴訟目的物が経済的利益を欠いているため、額を決定するための法的規則のいずれかに従って当該利益を計算することができないため、または、適用される計算規則は存在するが、訴え提起時にその額を決定できなかったため、相対的形式でさえ額を決定できないときは、訴えは通常裁判手続きに従って審理される。

## 第 254 条 訴額による裁判の種類と職権管理。

① 裁判には、訴えで原告が示した訴訟手続きが先ず採用される。

しかしながら、裁判所書記官は、訴えの主張に鑑みて、原告によって選択された裁判が、示された価額または訴えが言及する事物に対応していないことに気付いた場合、（書記官）調整命令を通して、その事案に対応する手続きを採用するよう取り決める。この（書記官）調整命令に対しては裁判所に再審理の直接不服申立てができる。これは中断効がない。

裁判所は、訴えで申立てられた裁判の種類に拘束されない。

② 原告が示したことに反して、裁判所書記官が、訴額は推定不可能または相対的形式でも決定不可能であると思料し、また、したがって、口頭審理裁判の手続きは採用されないと思料する場合は、裁判所書記官は、（書記官）調整命令を通して、事案に職権で通常裁判手続きを、訴訟代理士の指名と弁護士の署名が証されることを条件として、採用する。

③ 訴額を決定する際の原告の算術エラーは、職権で訂正できる。また、単純な数学的演算により正確に決定できるための十分な事実要素が訴えに含まれている場合、訴額計算の法的規則の選択の誤りからなるエラーも職権で訂正できる。

訴額が適切に計算されると、訴訟には対応するコースが採用される。

④ いかなる場合においても、裁判所は、訴額を理由として訴訟手続きが不適切と解することで、訴えを却下することはできない。しかし、訴えが単に対応する裁判の種類を示すことに限定されている場合、または、書記官が設定された金額が正しくないことを職権で認めた後、それを正しく計算するのに十分な要素がない場合、訴訟は、原告が問題の欠陥を補正するまで、処理されない。

補正の期間は 10 日間で、その期間経過すると、裁判所は適切なものを裁定する。

## 第 255 条 訴額および訴額を理由とする裁判の種類に異議申立て。

- ① 被告は、訴額が正しく決定されていたならば、従うべき訴訟が別のものになるか、または、破棄請求が適切であると解するとき、訴額に異議申立てできる。
- ② 通常裁判では、訴えに対する（被告の）応答で訴額の理由により訴訟の種類は異議申立てされる、そして、裁判前の聴聞で問題が裁定される。
- ③ 口頭審理裁判では、被告は、訴えに対する応答で、訴額に、または、金額の理由により裁判の種類に異議申立てる、裁判所は、事案の本題に入る前に、原告を事前に聴取して、審問で問題を裁定する。

## 第 2 節 事前手続き (diligencias preliminares)

（訳者注：diligencias preliminares（事前手続き）とは、司法手続きの方途で訴えようとする者が、訴えまたは将来の裁判のために、申し立てる行為である。）

## 第 256 条 事前手続きの種類およびその申立て。

- ① あらゆる裁判は（次により）準備され得る：
  1. 訴えを向けられる者が、宣誓または真実を話す誓いの下で、（その知識が訴訟について必要であるところの）自分の能力、代理または当事者適格に関連する事実について、陳述するように、または、上記の能力、代理または当事者適格を証する書類を提示するように請求することにより。
  2. 訴えを提起される者が、その者が所持している裁判の対象となる物を提示するよう要求されることにより。
  3. 相続人、共同相続人または受遺者であるとみなされる者が、相続または遺贈の被相続人の終意行為（遺言書）を、それを所持している者に、提示するよう要求することにより。
  4. 社員または共同所有者 (comunero) が、社団または共同体 (comunidad) の書類および計算を提示することをこれら社団または共同体に、あるいは、それらを所持している共同社員または共有者に要求することにより。
  5. 民事責任保険で補償される可能性のある出来事によって自分自身が損害を被ったと考える者が、保険契約を提示することを、それを所持している者に要求することにより。
- 5 の 2. 法律で定められた条件と内容で、病歴を、それを保管するヘルスセンターまたは専門家に要求することにより。
6. 消費者・ユーザーの集団的利益を守るための訴訟を開始しようとする者が、影響を受けた団のメンバーを、特定されていないが、容易に特定可能であるとき、はっきりさせるため要求することにより。この目的のために、裁判所は、被告にその特定に協力する要請を含めて、事案の状況および申立人が提供するデータに従って、団のメンバーを調査するための適切な措置を採用する。
7. 単なる最終消費者が善意で経済的または商業的利益を得る意図なしに実行したとは考えられない行為を通して犯された工業所有権または知的財産権の侵害につい

て訴訟を提起しようとする者によってなされる次の申立てを通して。つまり、侵害者、知的所有権または工業所有権を侵害している作品、商品またはサービスの出所および流通ネットワークに関するデータを、特に次のデータを取得する手続きの申立てを通して：

- a) 商品およびサービスの生産者、製造業者、流通業者、供給業者および提供者の名前と住所、並びに、商業目的で商品を所有している者の名前と住所。
- b) 商品またはサービスを頒布した卸売業者および小売業者の名前と住所。
- c) 問題の商品またはサービスの生産、製造、配送、受領または注文された数量、および、価格が支払われた数量、並びに、商品のモデルおよび技術的特性。

8. 特定の時期に作成され、有責者として訴えられる者の支配下にあると推定される、銀行、金融、商業または通関書類を提示して、商業規模で実行される行為を通して犯された工業所有権または知的所有権の侵害について訴訟を起こそうとする者の申立てにより。申立てには、侵害が実在すると言う確からしい証拠を、これには当該違反を具現する書籍、商品または製品のサンプルの提示からなり得るが、添付しなければならない。申立人は、請求された当事者が実行される手続きに組み込むために文書を手放すことを望まない場合、書記官に提示された書類の（裁判所）認証謄本を発行するように要求できる。前号の最終段落の規定についても、同様の申立てを行うことができる。

本項第7号と第8号の目的のために、直接的または間接的に経済的または商業的利益を得るために実行されるものは、商業規模で実行される行為とみなされる。

9. 特定の権利を保護するために、対応する特別法が規定する手続きおよび調査の申立てにより。

10. 工業所有権または知的所有権の侵害についてある訴権を行使しようとする者から、工業所有権法または知的財産法制により規定される要件を満たすことなく、そのような権利の対象となるコンテンツ、作品または提供物を直接的または間接的に、利用可能または頒布しているという合理的な兆候がある情報社会のサービス提供者を、当該提供者のスペインでの視聴者が多数いること、または、保護され、承認なしに利用可能に供されまたは頒布されている作品および提供物のかなりと見積もられる量を考慮して、特定するための申立てにより。

申立ては、身元識別を実行するために必要なデータの取得に係わる、また、身元識別したい情報社会のサービス提供者とのあるサービスの提供関係を過去12月間保持している、または、保持した、情報社会のサービス、電子決済および広告のサービス提供者に向けることができる。これらの当該提供者は、要求される情報を、それらの者が利用可能である、または、身元識別対象のサービス提供者と保持している、または、保持したサービス関係の結果として保管しているデータから抽出できることを条件として、提供する。ただし、電子通信および公衆通信ネットワークに関連するデータの保存に関する2007年10月18日の法律25/2007の規定を履行する、インターネットサービス・プロバイダーによって排他的に取り扱われたデータを除く。

11. 知的財産権の侵害による訴権行使を意図している知的財産権の所有者によってなされた（情報社会のサービスのあるユーザの身元識別実行のために必要なデータ提供の）申立てを通して。その申立てで、情報社会のサービス提供者が、過去12か月間サービス提供のために関係を維持している、または、維持してきたサービスの



あるユーザーの身元識別を実行するために必要なデータを提供するように要求する場合で、そのサービスにより、直接的または間接的に、著作権の目的であるコンテンツ、作品または提供物を、知的財産法によって規定される要件を履行せずに、また、経済的または商業的利益を得る意図なしの単なる最終消費者によって善意で実行されたと見なすことができない行為を通して、直接または間接的に利用可能にしたり、広めたりしているという合理的な兆候がある場合。この際は、利用可能になった、または、頒布された無許可の保護される作品および提供物の量を考慮に入れる。

② 事前手続きの申立てにおいては、その根拠が、準備を希望する裁判の目的である事案についての状況的な言及とともに、示される。

③ 手続きに係わる者に発生する費用は、事前手続きの申立人が負担する。これら（手続き）を請求する場合、当該申立人は、かかる費用と発生する可能性のある損害賠償の両方について対応するために保証を提供する。手続きの完了から1か月が経過した後、十分な理由なく訴えが提起されない場合は、裁判所の判断で、保証金は当該関係者に給付される。

保証は、本法第64条第2項第2段に規定されている方法で提供ができる。

#### 第257条 管轄。

① 裁判を準備するために取り決められた行為において、場合に応じて、陳述、提示または他の方法で介入しなければならない者の住所の第一審裁判官または商事裁判官が、前条の請求および申立てについて裁定する管轄を有する。

前条第1項第6、7、8および9号の場合、特定の訴えが提起される裁判所が管轄となる。これらの場合において、それまでに行われた手続きの結果として、新たな手続きが申立てられた場合、それら申立ては、同じ裁判所が、または、以前の手続きで調査された事実の結果として、同じ請求または付帯的に併合できる新たな請求を審理する管轄がある裁判所が管轄となる。

② 事前手続きでは却下は受け入れないが、事前手続きが求められる裁判官は、職権でその管轄を審査し、申立ての審理が自己に対応していないことを知った場合、審理を回避し、申立人に、申立てすべき第一審裁判所を教示する。後者がその管轄において忌避された場合、この紛争は、本法第60条に規定に従って、共通の直属上位裁判所が裁定する。

#### 第258条 事前手続きについての判断および不服申立て。

① 裁判所が、事前手続きは、申立人が追求する目的に対して適切であり、申立てに正当事由と適法な利益があると判断した場合、裁判所は、提供すべき保証を設定して、請求に同意する。裁判所は、事前手続きの請求を、これらが正当であると見なさない場合、拒否する。（手続きの）申立ては、その提出後5日以内に裁定されなければならない。

② 事前手続きを取り決める決定に対しては、不服申立てできない。拒否する決定に対しては、控訴できる。

③ 裁判所が命じた保証が、手続きを認める決定が下される日から起算して3日

以内に提供されない場合、裁判所書記官により、この目的のために下される（書記官）決定で、訴訟行為の終局的文書保管に進む。

#### 第 259 条 事前手続き実施のための呼出し。

① 申立てが認められる決定で、利害関係者は、司法事務局の本部または適切と思われる場所および方法で、次の 10 日以内に呼び出され、そして、申立てられて、取り決められた手続きを実行するよう要求される。

② 第 256 条第 1 項に示された手続きで言及される書類および証書は、テレマティックまたは電子的手段によって裁判所に、それらを提示するために、提出することができる、その場合、それらの審査は司法事務局本所で行われる。申立人は、持参する機器を使用して、それらの電子コピーを取得できる。

いずれにせよ、申立人は、常に申立人の費用で行動する当該分野の専門家に助言を求めることができる。

③ 第 256 条第 1 項第 7 号の（事前）手続きの場合、要求される情報の機密性を保証するために、裁判所は尋問の実施を密室で行うよう命じることができる。この判断は、第 138 条第 3 項規定の方法で、正当な利益を示す者の申立てに応じて採択される。

④ 第 256 条第 1 項第 7、8、10 および 11 号の手続きを通して得られた情報は、その措置の申立人の工業所有権または知的財産権の法的保護のためにのみ使用され、第三者に漏洩または通知することは禁じられる。利害関係者の要求に応じて、裁判所は、秘密の性質のデータおよび情報の保護を保証するために、訴訟行為を秘密扱いにすることができる。

#### 第 260 条 事前手続き実施に対する異議申立て。判断の効果。

① 呼び出しを受けた日から 5 日以内に、事前手続きの実施を要求された者は、これに異議申立てできる。このような場合、異議申立ては（手続きの）請求者に転送され、請求者は 5 日以内に書面で不服申立てできる。両当事者は、それぞれの異議申立書および異議申立ての不服申立書の中で、口頭審理裁判について規定された手順に従って、審問の開催を要求できる。

② 審問開催の後、裁判所は、決定を通して、異議申立てが正当であると考えるか、または、逆に正当性を欠くと考えるか裁定する。

③ 裁判所が異議申立てを不当と見なした場合、裁判所は、その付帯事件によって生じた費用の支払いを（手続きの）被請求者に命じる。この判断は、不服申立てできない決定によりなされる。

④ 裁判所が異議申立てが正当と判断した場合、裁判所は、決定を通して、その旨を宣言する。これに対しては控訴できる。

#### 第 261 条 手続き実行の（相手方の）否定。

呼び出され、請求される者が請求に応じなかった、また、異議も申立てなかった場

合、裁判所は、相応の場合、決定を通して、以下の措置を取り決める。その決定にその措置を必要とする理由を示す：

第1 呼び出される者の(訴訟)能力、代理権または当事者適格に関する事実について確認が請求された場合、申立人がその者に尋ねる予定の質問は肯定的に回答されたと見なされ、対応する事実はその後の裁判の目的のために認められたものとみなされる。

第2 証書と書類の提示が要求され、裁判所が特定の場所でそれらを見つけることができるという十分な証拠があると判断した場合、裁判所はその場所への立ち入りと搜索を命じ、見つかった場合は、書類を占有し、裁判所で申立人がそれらを利用できるようにする手続きをとる。

第3 ある物の提示の場合で、それが存在する場所が知られているか根拠をもって推定される場合、それは前号でなされたのと同様の方法で進行し、その物は申立人に提示される。そして、申立人は保管、または、その保全に適切な保証措置を請求できる。

第4 会計書類の提示が要求された場合、申立人が提示する計算およびデータは、その後の裁判の目的のために、確かであると思なすことができる。

第5 第256条第1項第6号に規定されている事前手続きの場合、被請求者または(被害を受けた)団の構成員の特定に協力できる他の者の拒否に直面すると、裁判所は、必要な書類またはデータを見つけるために、立ち入りおよび搜索を含む必要な介入措置が取られるよう命じる。ただし、司法当局への不従順によって生じる可能性のある刑事責任を害しない。第256条第1項第5の2号、第7号および第8号の場合、被請求者の書類提示拒否に対して、裁判所は同じ措置を命じる。

#### 第262条 保証金の使途に関する判断。

① 取り決められた事前手続きが実行された場合、または、裁判所が、異議申立てが正当であると判断して、それを拒否した場合、裁判所は、5日以内に、(損害)補償の要求および(裁判所に)提示される費用の正当性を考慮して保証金の使途について、申立人の意見を聞いた後、決定を通して、裁定する。

保証金の使途に関する裁定は、中断効果なしで控訴され得る。

② 前項に従って保証金を使用された後、残余があるときは、第256条第3項に定める1か月の期間が経過するまでは、事前手続きの申立人に返還されない。

#### 第263条 特別法に定める事前手続。

第256条第1項第9号に係わる手続きを扱うとき、本節の規定は、取り扱う事項に関する特別法の規定に反しないものに適用される。

### 第3節 書類、鑑定意見、報告書およびその他の手段と機器の提出

#### 第264条 訴訟書類。

訴えまたは(被告の)応答とともに、以下の物を提出しなければならない：

1. 訴訟代理士が介入していて、訴えの文書で代理権が与えられていないときは、訴訟代理士に与えられる公証人作成の委任状。
2. 訴訟当事者が自身に帰する代表権を証明する文書。
3. 管轄および訴訟のために、係争物の価額を証明する書類または鑑定意見。

#### 第 265 条 事案の本案に関する書類およびその他の文書と物。

① 全ての訴えまたは応答には、次のものを添付しなければならない：

1. 当事者が求める法的保護を受ける権利の根拠となる書類。
2. 第 299 条第 2 項に係わる手段および機器、当事者によりなされる法的保護の請求がそれらに基づく場合。
3. いかなる登記・登録記載またはあらゆる種類の登録簿、訴訟手続きまたは訴訟書類の内容に関する証明書および証書(notas)。
4. 当事者がそこで自身の主張を支持する鑑定人の意見。ただし、本法第 337 条および第 339 条の規定を害しない。当事者のなんらかの者が無償法律扶助を受ける権利を有している場合、その者は、訴えまたは応答に鑑定意見を添付する必要はなく、第 339 条第 1 項の規定に従って単にそのことを表明しなければならない。
5. 法的に認可された民間の調査専門家によって作成された、当事者の主張を支持する関連事実に関する報告書。これらの事実について、真実であると認められない場合、(専門家の)証言が行われる。

② 当事者が訴えまたは応答を提示する際に、前項の最初の 3 個の号に係わる書類、手段および機器を入手できないときのみ、資料保管所(archivo)、公証原簿またはそれらが存在する場所を、または、証明書を取得しようとする登記所、登録簿、訴訟行為(記録書)または訴訟書類を指定することができる。

当事者が訴訟に持ち寄ろうとしているものが、(そこから)公証コピーを要求して取得できるところの資料保管所、公証原簿または登記所でそれが見つかる場合、原告はそれを持っているとみなされ、前段に係わる指定を行うことに留めることなく、それを訴えに添付しなければならない。

③ 前 2 項の規定にかかわらず、原告は、(通常裁判の)公判前準備手続き(audiencia previa al juicio：第 2 編第 2 章第 2 節参照)または口頭審理裁判の審問で、事案の本案に関する書類、手段、機器、鑑定意見および報告書を提出することができる。それらの利益または重要性は、被告が訴えに対する応答で行う主張の結果としてのみ明らかになる。

#### 第 266 条 特別な場合に要求される書類。

訴えには次の物を添付しなければならない：

1. 扶養が訴えの目的である場合、扶養を要求できる資格を完全に証明する書類。
2. 買戻し(retracto)の訴えの根拠となる権原の確からしい証拠を構成する書類、および、法律または契約により代金の供託が必要な場合は、買戻し対象物の代金を、それが既知の場合、供託したことを、または、価格が判明したら供託することを請

け負う保証がなされたことを証明する書類。

3. 原告の有利に相続が公証されている文書、および、所有権または用益権をもつ占有者の不存在について陳述できる証人のリスト。その相続によって取得したと確認される何らかの財産の占有をさせることを裁判所に請求するとき。

4. 本法または別の法律が訴えの受理に明示的に要求するその他の書類。

#### 第 267 条 公署証書(*documento público*)の提出の形式。

第 265 条の規定に従って提供されるべき文書が公署証書の場合、それらは、紙媒体で、または、場合に応じて、添付ファイルとして組み込まれたデジタル化された画像による、承認された電子署名によって署名された、電子媒体のいずれかで、単なるコピー(\**copia simple*)で提出できる。その真正性に異議が申立てられる場合は、その証明効果を出すために必要な要件を備えた書類の原本、コピーまたは証明書を訴訟記録に（綴るため）提出することができる。

（訳者注：*copia simple* とは、公証人の署名がない、報告的性質を有する公証人作成の書類である。認証コピーの効果をもたない。）

#### 第 268 条 私文書の提出の形式。

① 持ち寄られるべき私文書は、原本または権限ある公証人によって認証されたコピーによって提出され、訴訟記録に綴られるか、または、利害関係者から要求された場合、それらの（裁判所）認証謄本が残され、原本または公証コピーは返却される。これらの文書は、電子的に署名された付属書に組み込まれたデジタル化された画像を介して提出することもできる。

② 当事者が私文書の単なるコピーしか持っていない場合、前項で説明した方法で紙媒体またはデジタル化された画像のいずれかでその謄本を提出することができる。その（単なる）コピーは、原本との適合性に相手方当事者から疑義が呈されないと、原本と同じ効果を持つ。

③ 私文書の原本が、訴訟記録、公証原簿、資料保管所(*archivo*)または公的登録簿で見つかる場合、第 265 条第 2 項の規定に従って、その認証謄本が提出されるか、公証原簿、資料保管所または公的登録簿が指定される。

#### 第 269 条 初期の提出の欠如の結果。特殊なケース。

① 訴え、応答、または、場合に応じて、公判前準備手続きにおいて、本法の規定に従って、それらの時点で持ち寄らなければならない書類、手段、機器、鑑定意見および報告書のいずれか提出されない場合、または、書類等の所在が指定されない場合、あるいは、書類等を自由に利用できない場合、当事者は、次条規定の場合を除き、後で書類等を提出すること、または、記録に綴るよう要求することはできない。

② 第 266 条に係わる書類が添付されていない訴えは受理されない。

## 第 270 条 訴訟の初期段階以外での書類等の提出。

① 裁判所は、訴えおよび応答の後では、または、場合に応じて公判前準備手続きの後では、原告または被告に対し、事案の本案に関連する書類、手段および機器を、それらが次のなんらかの場合で発見されたときのみ、受理する：

1. 訴えまたは応答の後の、または、場合に応じて、公判前準備手続きの後の日付である。ただし、当該訴訟時の前にそれらの作成、または、取得ができなかったことを条件とする。
2. 訴えまたは応答の前の、あるいは、場合に応じては公判前準備手続き前の書類、手段または機器である。ただし、それらを提出する当事者が以前にそれらの存在を知らなかったことが正当化されるとき。
3. 当事者に責めを負わせられない理由で、書類、手段または機器を事前に入手することができなかった。ただし、第 265 条第 2 項に係わる指定が適時に行われた、または、場合に応じて、本法第 265 条第 1 項第 4 号に係わる表明を行なったことを条件とする。

② 前項に係わる行為が（適時に行使されないことで）排除された後に、事案の本案に関する事実についての文書、手段または機器が提出された場合、相手方当事者は、これは、前項に係わるケースのいずれにも該当しないとして、公判または審問でそれを考慮することの不適切さを主張できる。裁判所は即座に裁定し、また、書類等の提出において訴訟を長引かせる意思または訴訟上の悪意を認める場合、有責者に 180 から 1,200 ユーロの罰金を科すことができる。

## 第 271 条 提出の終局的排除と規則の例外。

① 審問または公判の後に書類、証書、手段、報告書または鑑定意見を提出することは、当事者に認められない。ただし、通常裁判における最終措置(\*diligencia final)に関する第 435 条の第 3 規則の規定を害しない。

（訳者注：diligencia final とは通常実行されなければならない時期以外で行われる証拠方法で、当事者の責めに帰せざる事由により適時に実行されなかった事実をその特性として有する、または、主張行為の後で新たに知れた事実または知見について取扱うと言う特性を有する）

② （訴訟の）結論を策定する時点より前ではない日に下される、または、通知される（別の）判決あるいは裁判上、または、行政当局の裁定は、それらが第 1 審またはいかなる不服申立てにおいて裁定するために条件となるまたは決定的である可能性がある場合、前項の規定から除外される。

これらの裁定は、判決を下すために規定される期間内であっても提出できる。この際、（書記官）調整命令を通して、相手方当事者に、5 日間の共通期間内にそれらが適切と考えるものを、判決を下す期間を中断させて、主張・要求することができるように、通知する。

裁判所は、同じ判決で書類の受理と範囲について裁定する。

## 第 272 条 訴訟の初期ではない時点で不当に提出された書類の不受理。

本法で定められた訴訟時点の後に書類が提出された場合、さまざまな場合や状況に応じて、裁判所は、命令を通して、職権でまたは当事者の要求により、提出者への返還を命じ、それを受理しない。

不受理を取り決める裁定には不服申立てできない。ただし、第二審で主張することを害しない。

## 第 4 節 文書および書類のコピー、その送付。

### 第 273 条 文書および書類の提出方法。

① すべての法律専門職は、訴訟開始に係わる、または、係わらない、および、それ以外の文書およびその他の書類の提出のため、提出の信憑性が保証され、完全な送受信およびそれらが行われた日付の証拠が残るような方法で、司法機関に存在するテレマティック・システムまたは電子システムを使用する義務がある。

② 訴訟代理士により代理されていない者は、電子的手段を通して司法機関とやり取りする義務がある場合を除き、電子的手段を通してその当局に対して行為するかどうかをいつでも選択できる。選択したメディアはいつでも変更できる。

③ いずれにせよ、少なくとも以下の者は、電子的手段を通して司法機関とつながる義務がある：

a) 法人。

b) 法人格を持たない組織。

c) 専門職活動を行う者で、当該専門職活動の行使において司法機関に行う手続きおよび行為について（職能組合への）加入が義務付けられている者。

d) 公証人および登記官。

e) 司法機関と電子的にやり取りする義務がある利害関係者を代理する者。

f) その職務に基づいて実施する手続きと行為について官公庁の公務員。

④ テレマティックまたは電子的手段で提出される文書および書類は、そのタイプ・番号および関連する年を示し、適切な所在確認と参照を可能にする電子インデックスによって適切に番号付けされる。提出は、承認された電子署名を使用して行われ、2011年7月5日の法律 18/2011 司法機関における情報通信技術使用調整法の規定に適合しなければならない。

テレマティックまたは電子的に提出される文書および書類の中で、被告または被執行者の最初の召喚、呼び出しまたは（それらの者に）請求を生じさせる文書および書類のみは、次の3日の内に、相手方当事者の数のコピーを紙媒体で提出しなければならない。

⑤ 本条規定の技術または技術仕様を使用する義務を遵守しなかった場合、裁判所書記官はその是正のために最大5日間の猶予を与える。この期間内に是正されない場合、文書および書類は提出されていないと見なされる。

⑥ 本条の規定を害することなく、文書および書類は、法律で明示的に示されている場合、紙媒体で提出される。

紙媒体で審問に持ち寄られる、または、提出される全ての文書および書類には、他方当事者の数のコピーが添付される。

#### 第 274 条 訴訟代理士が関与しない場合の司法事務局による他の利害関係者へのコピーの送付。

両当事者が訴訟代理士に代理されない場合、両当事者は、提出した文書および書類のコピーに、その正確性について責任を負って、署名する。当該コピーは裁判所書記官によって相手方当事者に引き渡される。

提出が、テレマティック手段で、（その使用が）義務付けられているために、または、そうするように選択したために、行われる場合、要求される予算と要件が満たされている限り、他の当事者へのコピーの送付は、適切な手段によって司法事務局により実行される。

#### 第 275 条 コピーを提出しない効果。

前条に係わる場合で、文書および書類のコピー提出の欠落は、それら（文書・書類）を受理しない理由とはならない。

この欠落は、裁判所書記官によって当事者に通知され、5 日以内に訂正しなければならない。当該期間内に欠落が是正されない場合、裁判所書記官は、コピーを提出しなかった当事者の費用で、文書および書類のコピーを発行する。ただし、訴状または（被告の）応答書、あるいは、これらに添付すべき書類を除く、この場合、訴状・応答書は提出されていないと見なされ、添付書類は持ち寄られていないと見なされる。

#### 第 276 条 訴訟代理士が介入するときの文書および書類のコピーの送付。

① 当事者が訴訟代理士によって代理されている場合、各当事者は、裁判所に提出する文書および書類のコピーを相手方当事者の訴訟代理士に送付しなければならない。

② テレマティックの方法で提出された文書および書類のコピー送付は、（文書および書類の）提出と同時にテレマティック手段によって行われ、その（文書および書類の）提出を証明する保証書(resguardo)に記載される日時に実行されたとみなされる。法律に従って訴訟の目的で非開廷日および非開廷時刻に送付が行われる場合、それは翌開廷日および時刻に実行されたとみなされる。

③ 第 135 条第 4 項に従って（文書および書類を）紙媒体で提出する場合、訴訟代理士は、裁判所に提出する予定の文書および書類のコピーを、事前にテレマティックの方法で相手方当事者の訴訟代理士に送付しなければならない。

④ 本条の前各項の規定は、訴状または裁判所への最初の出廷につながるその他の文書の送付の場合には適用されない。この場合、訴訟代理士は、当該文書およびその文書に添付する書類のコピーを添付しなければならない。裁判所書記官は、本法第 273 条および第 274 条の規定に従い、送付する。訴訟代理士がこれらコピーを提出しなかった場合、文書は提出されていないとみなされ、または、添付書類は持ち寄ら



れていないとみなされる。

#### 第 277 条 訴訟代理士による送付の不作为の効果。

前条の最初の 2 項を適用するとき、裁判所書記官は、文書および書類の提出を、対応するコピーを出廷したその他当事者に送付したことが証されない場合、認めない。

#### 第 278 条 期間の進行および計算についての送付の効果。

第 276 条に定められた方法で行われた送付行為が、法律に従って、ある訴訟行為を実行する期間の開始を決定する場合、その期間は裁判所の介入なしにその進行を開始し、引き渡されたコピーに記録された日付の、または、第 135 条に係わる技術的手段が使用されるときは、送付が行われたとみなされる日付の翌日から計算される。

#### 第 279 条 コピーの機能。

- ① 当事者の請求は、各訴訟当事者が保持しなければならない、文書の、書類のおよび裁判所または裁判所書記官の裁定のコピーを考慮して推定される。
- ② 訴訟記録の原本は、当事者に引き渡されない。ただし、当事者が費用を負担してなんからの文書または書類のコピーを入手できることは害されない。

#### 第 280 条 コピーの不正確性に関する告発および効果。

訴訟当事者の一方に引き渡されたコピーが原本と一致しないことが告発された場合、裁判所は、他の当事者の意見を聞いた後、コピーの不正確さが当事者の防御に影響を与えた可能性がある場合、コピーの引渡し時点からの訴訟行為の無効を宣言する。ただし、不正確なコピーの提出者が陥る責任を害しない。

裁判所は、無効を宣言すると、それぞれの場合での手続きのために、原本に従うコピーの引渡しを命じる。

### 第 5 節 証明：一般規定

#### 第 1 款 証明の対象、必要性および発議

#### 第 281 条 証明の対象と必要性。

- ① 証明は、訴訟で得ることを意図する法的保護に関係を持つ事実を対象とする。
- ② 慣習と外国法も証明の対象である。当事者がその存在と内容に同意し、その規範が公序良俗に影響を与えない場合、慣習の証明は必要ない。外国法は、その内容と効力に関して証明されなければならない、裁判所は、その適用について必要と思われる調査手段を使用できる。
- ③ 当事者の完全な合意がある事実は、訴訟の目的物が訴訟当事者の処分の権限外である場合を除き、証明を免除される。
- ④ 絶対的かつ一般的な公知の事実は証明する必要はない。

## 第 282 条 立証活動の発議。

証拠調べは当事者の要求に応じて実施される。しかしながら、裁判所は、法律で定められている場合、職権で、特定の証拠調べを実施すること、または書類、鑑定意見またはその他の証拠となる手段および機器を持ち寄ることを取り決めることができる。

## 第 283 条 立証活動の不相当性または無用。

- ① 訴訟の目的とは関係がないため、不相当と見なされるべき証拠は、受け入れることはできない。
- ② 合理的かつ確かな規則と基準によれば、争点となっている事実を明らかにするのにいかなる場合も役立たない証拠は、無用として、受け入れることはできない。
- ③ 法律で禁止されている行為は証拠として決して受け入れられない。

## 第 1 款の 2 競争法違反による損害賠償訴訟における証拠源へのアクセス。

### 第 283 条の 2 の a) 競争法違反から派生する損害賠償についての訴訟における証拠開示。

① 競争法違反から派生する損害賠償訴権行使の可能性を正当化するのに十分な（原告が合理的にアクセスできる）事実と証拠を含む合理的理由を提出した原告側の事前の申立てで、裁判所は、被告または第三者に、その所有する妥当な証拠の開示を、本款で規定される条件を留保して、命じることができる。裁判所は、また、被告の請求により、原告または第三者に妥当な証拠を開示するよう命じることができる。

この申立ては、特に次のデータに係わる：

- a) 被疑違反者の身元と住所。
- b) 被疑違反を構成した行為および業務。
- c) 影響を受けた製品・サービスの識別と量。
- d) 影響を受けた製品およびサービスの直接的および間接的な購入者の身元と住所。
- e) 最初の移転から消費者またはエンドユーザーの利用に付すまで、影響を受けた製品およびサービスに次々と適用された価格。
- f) 影響を受けた者の団の身元。

本項は、民事または商事に関する証拠取得の領域で、E C加盟国の裁判所間の協力に関する 2001 年 5 月 28 日の理事会規則(E C)第 1206/2001 に由来するスペイン裁判所の権利と義務を害しないと解される。

- ② 裁判所は、合理的理由で利用可能な事実に応じて、可能な限り限定的かつ画定的な特定の証拠または関連するカテゴリーの証拠の開示を命じることができる。
- ③ 裁判所は、証拠開示を（相互に）釣り合ったものに限定する。一方当事者により要求された開示が釣り合っているかどうかを判断する際、裁判所は、すべての当

事者およびすべての利害関係のある第三者の正当な利益を考慮に入れる。特に、次の点が考慮される：

- a) 証拠開示の要求を正当化する入手可能な事実および証拠によって、請求または弁護がどの程度支持されているか。
- b) 証拠開示の範囲と費用、特に影響を受ける第三者のため、また、訴訟の当事者に関連する可能性が低い情報を無差別に探索することを避けるため。
- c) 開示を要求された証拠に、特に第三者に関する秘密情報が含まれているという事実、および当該秘密情報を保護するための現存する対策。

#### 第 283 条の 2 の b) 機密性に関する規則。

- ① 裁判所は、損害賠償訴訟において必要があると認めるときは、機密情報を含む証拠の開示を命ずることができる。裁判所は、その情報の開示を命じ、それが適切であると判断した場合、本条に規定された条件に基づいて、機密性を保護するために必要な措置を講じる。
- ② 競争法違反の結果としての損害賠償訴訟を回避する企業の利益は、（機密性）保護を正当化する利益ではない。
- ③ 証拠の開示を命じる際、裁判所は、弁護士とクライアント間の通信の秘密に適用される規則、および、秘密保持義務に関する規則を完全に尊重する。
- ④ 裁判所は、アクセスしようとしている証拠の情報源が、機密情報を、特に、第三者に関連するものを、含んでいるかどうか、および、当該機密情報を保護するための現存する対策を考慮に入れる。
- ⑤ 裁判所は、必要と考える場合、具体的事件の状況に照らして、機密情報を含んでいる証拠源への申立人のアクセスを、いずれにしてもそれを保護するための効果的な措置を講じて、命じることができる。

これらの目的のために、裁判所はとりわけ以下の措置を採用できる：

- 第 1 書類またはその他の（情報）媒体内でセンシティブな部分を分離する。
- 第 2 密室で聴聞する、または、そこへのアクセスを制限する。
- 第 3 証拠調べを許される者を限定する。
- 第 4 非機密集計形式またはその他の非機密形式での情報の要約の作成を専門家に委託する。
- 第 5 機密データを含む箇所が削除された裁判所裁定の非機密バージョンを編集する。
- 第 6 特定の証拠源へのアクセスを、当事者の法的代理人および法的援護者、ならびに、秘密保持義務を負う専門家に制限する。

#### 第 283 条の 2 の c) 費用と保証。

- ① 証拠源へのアクセス措置の実行に伴う費用は申立人が負担する。また、それら措置の不当な使用により生じる損害賠償についても、申立人が責任を負う。

② 証拠源へのアクセス措置に係わりがある者は、裁判所に、申立人が費用および発生する損害賠償に対応するのに十分な保証を提供するよう要求できる。裁判所は、この要求に同意するかどうか判断し、場合に応じて、保証額を決定する。保証は、本法第 529 条第 3 項第 2 段規定のいずれかの形式で付与することができる。

③ その不適切さが本款規定の権能行使を妨げるところの保証は、要求することができない。

#### 第 283 条の 2 の d) 管轄。

① 第一審で事案を審理している裁判所、または、訴訟が開始されていない場合は、主たる訴えを審理する管轄を有する裁判所が、証拠源へのアクセス措置についての申立てを審理する管轄裁判所となる。

② 証拠源へのアクセス措置での（管轄違いの）却下は認められない、しかし、申立てられる裁判所は、職権でその管轄を審査し、申立ての審理が自己に対応しないと理解した場合は、申立人にアクセスすべき裁判所を示して、審理を回避する。後者がその管轄について忌避される場合、本法第 60 条の規定に従って、共通の直属上級裁判所が消極的抵触を判断する。

#### 第 283 条の 2 の e) 証拠源へのアクセス手段を申立てる時。

① 証拠源へのアクセス措置は、訴訟の開始前、訴えの中、または訴訟係属中に申立てできる。

② 訴訟の開始前に措置が決定された場合、申立人は、その実施の完了後 20 日以内に訴えを提起しなければならない。しない場合は：

a) 裁判所は、職権により、申立人に費用負担を命じる、また、申立人が、措置が採用された対象者に生じた（本法第 712 条以下の規定に従って有効になり得る）損害賠償に対して責任を負う旨を宣言する。

b) 裁判所は、被害者（側）の請求により、実行された履行行為の撤回に必要な措置を取り決めることができる。この（措置）には、特に、あらゆる種類の書類、調書、証言および対象物の返還が含まれる。同様に、裁判所は、被害者（側）の請求により、申立人が収集したデータおよび情報を、濫用が推察されると、申立人が他の訴訟で使用することはできないと宣言できる。これらの請求は、次条規定の手続きで審理される。

#### 第 283 条の 2 の f) 手続き。

① （アクセス措置の）申立てを受領すると、それは、措置が要求されている者、および、場合に応じて、請求または防御がなされている、または、なされる予定の者に（コピーが）送付される。そして、すべての当事者が次の 10 日以内に開催される口頭審問に呼び出される。呼び出しは、請求された措置の有効性がそう求める場合、係属中事案の順序に従う必要はない。

② 本法第 297 条および第 298 条に従って進められる場合、証拠源へのアクセス措置の申立てには、証拠確保措置の申立ても含むことができる。この場合、本条に定

める手続に従う。

③ 審問で、利害関係者は、それらが持っているあらゆる証拠を使用して、自己の権利に都合が良いものを提示することができる。それら証拠が有用で適切である場合、それらは受け入れられ、証拠調べが実行される。

④ 審問が終わると、裁判所は5日以内に決定を通して判断する。この裁定に対しては、中断効を伴う（裁定）変更請求ができ、それが不認容の場合、被害者（側）は、場合に応じて、第二審で自分の権利を主張できる。ただし、訴え提起前に提起された（アクセス措置）申立ての場合は、直接控訴できる。控訴当事者は、異議申立てられた裁定の有効性の停止を請求できる。控訴裁判所は、（訴訟）記録の受領後に下されるべき簡潔に理由付けられた命令を通して請求された停止について言い渡す、その間、異議申立てられた裁定は停止される。

⑤ 費用は、本法規定の一般的な基準に従って科される。

#### 第 283 条の 2 の g) 証拠源へのアクセス措置の実施。

① 裁判所により（アクセス措置）が取り決められる場合、保証の提供は、常に取り決められた措置のいかなる履行行為の前に行われる。

② 裁判所は、取り決められた措置の実行に必要な手段を使用し、それが履行されるべき場所と方法について適したものを定める。特に、取り決められた措置が書類と証書(títulos)の審査からなる場合、申立人は、常にその（申立人の）費用で行動する当該事項の専門家から助言を求めることができる。

③ 必要な場合、裁判所は、閉ざされた場所および住家に立ち入ること、および、捜索すること、並びに、そこにある書類や物を占有することを、決定を通して、取り決めることができる。

④ 当事者のなんらかの者の申立てにより、裁判所は措置の実施を終了する命令を下す。

#### 第 283 条の 2 の h) 証拠源へのアクセス措置実施に対する妨害の結果。

① アクセス措置の名宛人が、証拠源を破壊または隠蔽した場合、または、その他の方法でそれらへの有効なアクセスを不可能にした場合、申立人は裁判所に次の措置の1つまたは複数（その者に）科すよう請求できる。ただし、前条第3項の規定および司法当局への不服従により陥る刑事責任を害しない：

a) 証拠源が言及すると思われるものを事実と宣言する。これらの目的のために、申立人は、自己の判断で、この宣言がなされるべき事実を正確に定める。

b) 被告または将来の被告が、なされた、または、なされる予定の請求を暗黙のうちに認諾すること。これらの目的のために、申立人は、黙示の認諾が宣言されなければならない請求が何であるかを正確に定める。

c) 措置によって影響を受ける者が主たる訴訟で行使できる抗弁または反訴を、全体的または部分的に否認すること。これらの目的のために、申立人は、自己の判断で、否認されるべき抗弁または反訴を正確に定める。

d) 措置の名宛人に、措置の履行を遅らせた場合、1日あたり600から60,000ユーロの範囲の執行罰を科すこと。

② 上記の措置のいずれかに、証拠源へのアクセス事件の費用および主たる訴訟の費用を、その結果がどうであれ、当該措置の名宛人に支払うよう求める申立てを追加することができる。

③ 裁判所は、他の当事者が10日間で書面で申立てを作成できるように、(アクセス申立人の)この(第1項の)請求を通知する。その後、控訴可能な決定を通して裁定する。

第283条の2のi) 競争(を管轄とする)当局のファイルに含まれる証拠の公開。

① 競争当局のファイルに含まれる証拠の開示は、本条の規定に従い、また、補足的に(証拠が)適用される範囲で、本款の一般規定に従う。

② 本条の規定は、欧州議会、理事会および委員会の書類への公衆のアクセスに関する2001年5月30日の欧州議会および理事会の規則(EC)No. 1049/2001に従って書類へのパブリック・アクセスに係る規則および慣行を害しないと解される。

③ 本条の規定は、競争当局の内部文書の保護および競争当局間の通信に関するEC法またはスペイン法の規則および慣行を害しないと解される。

④ 情報開示命令の比例性を評価する際、裁判所は、第283条の2のa)で請求されていることに加えて、以下を検討する：

a) 申立てが、ある競争当局に提供された書類に関連する非特定の申立てによってではなく、競争当局に提出された、または、その当局のファイルに保管されている書類の性質、目的または内容に基づいて具体的になされているか。

b) 開示を申立てる当事者が、国内裁判所での損害賠償訴訟に関連して開示を申立てているか、および、

c) 本条第5項および第10項に関連して、または、本条第11項に従って競争当局の請求によって、競争法の公的適用の有効性を維持する必要性。

⑤ 裁判所は、競争当局が、ある裁定の採用を通して、または、その他の方法で、自身の訴訟を終了した後でのみ、次の種類の証拠の開示を(競争当局に)命じることができる：

a) 競争当局の訴訟のために自然人または法人によって特別に準備された情報。

b) 競争当局が作成し、自身の訴訟の過程で当事者に送付された情報、および、

c) 取り下げられた和解の申立て。

⑥ 裁判所は、一方当事者または第三者に対して、次の種類の証拠の開示を命じることができない：

a) 慈悲のプログラム(\*programa de clemencia)の範疇の陳述、および、

b) 和解の申立て。

(訳者注：Programa de clemenciaとは、その目的が、懲罰手続きにおいて、行政側の調査および違反(カルテル、自由競争に反する談合など)の摘発に協力した被告

企業の有利に履行の宥恕または懲罰金の減額であるプログラムである。

⑦ 原告は、その（証拠の）内容が慈悲のプログラムの範疇での陳述の定義に、および、2007年7月3日の法律15/2007競争の防護に関する法律(Ley de Defensa de la Competencia)の第4追加規定の第3項の和解の申立てに、適合していることを保証することのみを目的として、裁判所が、第6項のa)またはb)に係わる証拠にアクセスするために、理由付き申立てを提出することができる。そのような評価において、裁判所は管轄の競争当局にのみ支援を求めることができる。問題の証拠の作成者にも、意見を聞かれる機会が提供される。いかなる状況においても、国内裁判所は、他の当事者または第三者によるその証拠へのアクセスを許可しない。

⑧ 要求された証拠の一部のみが第6項でカバーされている場合、残りの部分は、それらが含まれるカテゴリに応じて、本条の妥当な規定に従って開示される。

⑨ 損害賠償訴訟においては、競争当局のファイルに記載されていて、本条に述べられているカテゴリのいずれにも該当しない証拠の開示を、いつでも命じることができる。

⑩ 裁判所は、競争当局がそのファイルに含まれている証拠の開示を、当事者または第三者が合理的な範囲でそのような証拠を提供できない場合を除き、請求しない。

⑪ 競争当局は、開示請求の比例性に関する自己の見解表明を希望する限りにおいて、自己のイニシアチブで、当該開示の許容性について判断することが求められる裁判所に所見を提出することができる。

#### 第238条の2のj) 競争当局ファイルへのアクセスを通して排他的に取得された証拠の使用に科せられる制限。

① 自然人または法人が競争当局のファイルにアクセスすることによって排他的に取得した、前条第6項で定義されたカテゴリに該当する証拠は、競争法違反に派生する損害賠償訴訟において受け入れられない。

② 競争当局がある判断の採用またはその他の方法で訴訟を終了させるまで、前条第5項で定義されたカテゴリに該当する証拠であって、その競争当局ファイルへのアクセスを通して自然人または法人によって排他的に取得されたものは、競争法違反に派生する損害賠償訴訟において受け入れられないか、準拠規則に従って別の方式で保護される。

③ 自然人または法人が競争当局ファイルへのアクセスを通して排他的に取得した、本条第1項または第2項に含まれていない証拠は、当該自然人・法人またはその権利を継承した自然人または法人（その請求権を取得した者を含む）が競争法違反に派生する損害賠償訴訟でのみ使用できる。

#### 第283条の2のk) 機密保持義務の不履行の結果および証拠源の使用。

① 場合に応じて、司法当局への不服従の罪により発生可能な刑事責任を害しないで、証拠源の使用において機密保持義務に違反した場合、または、当該証拠源の使用での制限が不履行だった場合は、被害者（側）は裁判所に次の措置の1つまたは複数科すよう申立てできる：

- a) 主たる訴訟における請求、あるいは、実行された、または、相反する抗弁の全体的または部分的な不認容、この訴訟が（アクセス措置の）申立てをなす時に係属している場合。これらの目的のために、被害者（側）は不認容されなければならない請求または抗弁を正確に定める。
  - b) 発生した損害賠償に対して違反者に民事上の責任があることを宣言し、支払いを命じること。損害賠償額は、本法第 712 条以下の規定に従って決定できる。
  - c) 違反者に、証拠源へのアクセス事件の費用および主たる訴訟費用の支払いを、結果がどうであれ、宣告すること。
- ② 違反が重大でないと裁判所が判断した場合、裁判所は、被害者（側）の申立てに同意する代わりに、違反者に 6,000 から 1,000,000 ユーロの範囲の罰金を科すことができる。これらの目的のために、当事者並びにその代理人および法的援助者が違反者とみなされ得て、それぞれに別個の罰金を科すことができる。
  - ③ 裁判所は、第 1 項に係わる申立てを相手方当事者に、10 日の期間で書面でその主張を作成できるように、通知する。その後、控訴可能な決定を通して裁定する。

## 第 2 款 （証拠の）申請および受理

### 第 284 条 証拠の申請方式。

異なる証拠方法の申請は、それらを個別に表示してなされる。場合に応じて、各証拠方法の証拠調べのために呼び出されるべき者の住所または居所が、同様に、記載される。

通常裁判において、当事者が、証拠申請する際に、当該人物に関するデータを持っていなかった場合、当事者は次の 5 日以内にそれらを裁判所に持ち寄ることができる。

### 第 285 条 申請された証拠の受理性についての裁定。

- ① 裁判所は、申請された証拠の各個の受理について裁定する。
- ② 各証拠を受理または不受理する裁定に対しては、変更請求のみできる、それは審理され、直ちに裁定される。不認容の場合、当事者は、第二審で自己の権利を主張する目的で異議申立てできる。

### 第 286 条 新しい事実または新たに知れた事実。証拠。

- ① 本法規定の（当事者の）主張行為が（期間経過で）終了した場合、判決を下すための期間が進行する前に、訴訟を判断する重要事実が発生した、または、知られた場合、当事者は、その事実を、書面により直ちに申立てて、主張できる、これは、事実の拡張(ampliación de hechos)と呼ばれる。その申立ては公判または審問の行為でなすことができる。この場合、当該行為では次数条の規定が実施される。
- ② 裁判所書記官は、相手方当事者に事実の拡張の文書を、5 日以内にそこで主張される事実を真実と認めるか否かを表明するために、送付する。この場合、相手方当事者は拡張文書に記載される事実を明確にする、または、効力をなくすものは何で



も提示できる。

③ 新しい事実または新たに知れた事実が確かであると認められない場合、訴訟の状態により可能な場合は、訴訟の種類に従って、本法規定の方法で妥当かつ有益な証拠調べが提案され、実行される。不可能な場合は、通常裁判で、最終措置に関する規定に従う。

④ 裁判所は、主張行為の後に発生した事実の主張を、主張する時にこの状況が完全に認定されていない場合、命令を通して、却下する。そして、一旦それらの（主張）行為が終了した後、ある事実が、後でそれを知ったとして、主張される場合、裁判所は、状況と他の当事者の主張に鑑みて、その事実が、通常規定される訴訟時点で主張できなかったことが正当と評価されない場合は、それを考慮に入れることは不適切と、命令を通して、裁定できる。

後者の場合、裁判所が、主張の中に訴訟遅延の意思または訴訟上の悪意を認めた場合、有責者に 120 から 600 ユーロの罰金を科すことができる。

#### 第 287 条 証拠の違法性。

① 当事者のいずれかが、受理されたなんらかの証拠の取得または出所において基本的権利が侵害されたことを知った場合、直ちにそれを、場合に応じて、他の当事者に通知して、主張しなければならない。

裁判所が職権で提起できるこの問題については、訴訟行為内で裁定される、または、口頭審理裁判の場合は、審問の開始時、証拠調べの開始前に裁定される。この目的のために、当事者の意見が聴取れる、また、場合に応じて、前述の違法性の具体的事項に関して申請される適切かつ有益な証拠調べが行なわれる。

② 前項に係わる裁定に対しては、（裁定の）変更請求のみできる。この変更請求は、公判または審問の同じ行為において提出され、審理され、そして、裁定される。ただし、終局判決に対する控訴において違法な証拠に異議申立てをする当事者の権利は保全される。

#### 第 288 条 予定された時間での証拠調べの不実施による制裁。

① 訴訟当事者の原因で、受理された証拠調べが一時的に実施されなかった場合、その訴訟当事者には、60 ユーロ以上で 600 ユーロを超えない罰金が科される。ただし、原因がないことを証明した場合、または、自己が申請した証拠調べを取り止めた場合を除く。

② 前項規定の罰金は、両当事者の意見を聞いて、公判または審問の行為において科される。

#### 第 3 款 証拠調べに関するその他の一般規定

##### 第 289 条 証拠調べの方法。

① 証拠調べは対席で公の場で実施されるか、裁判所本所で実施されない場合は同様の公開と文書化でもって行われる。

② 裁判所の参加は、当事者および証人の尋問、場所、物または人物の検査、言葉、音、画像および、場合に応じて、数字やデータの複製、ならびに、専門家の意見の説明、否認、修正または拡張において、欠かせない。

③ 原本または公証コピーの提出、他の証拠方法または機器の持ち寄り、私文書の真正性の検査、筆跡鑑定のための文書体の形成、および、専門家意見の作成者の単なる追認は、裁判所書記官の面前で、それらが公衆の聴視の外で行なわれる、または、裁判所書記官がその行為に出席した場合、行なわれる。しかし、裁判所は、証拠書類、報告書、書面による意見および持ち寄られるその他の手段または機器を自身で検査しなければならない。

#### 第 290 条 個別に実施される証拠調べの指定。

すべての証拠調べは、1 回で実行しなければならない。例外的に、裁判所は、命令を通して、特定の証拠調べを公判または審問行為の外で行うことを取り決めることができる。この場合、裁判所書記官は、公判又は審問において実行できない証拠調べを行うべき日時を、少なくとも 5 日前までに指定する。例外的に、裁判所本所で証拠調べが実施されない場合、該当する場所が決められ、通知される。

これらの（特定の）証拠調べは、いずれにしても、公判または審問の前に実施される。

#### 第 291 条 公判外での証拠調べにおける当事者の呼び出しおよび可能な介入。

証拠調べの主体または客体でなくとも、当事者は、公判または審問外で行わなければならないすべての証拠調べのために、十分事前に、少なくとも 48 時間前に、呼び出しを受ける。

当事者とその弁護士は、証拠調べに、該当する証拠方法に従って、法律が許可する介入を行う。

#### 第 292 条 裁判所に出頭する義務。罰金。

① 呼び出しを受けた証人および鑑定人は、最終的に指定される公判または審問に出頭する義務がある。この義務に違反した場合、裁判所は 5 日の間の聴聞の後、180 ユーロから 600 ユーロの罰金を科す。

② 前項の罰金を科す時、裁判所は、命令を通して、罰金が科される者に、裁判所書記官によって再び呼び出しを受けるときには出頭するよう、司法当局への不服従のためにその者に対して裁判を起こすという警告の下で、要求する。

③ ある証人または鑑定人が、事前の理由なく、公判または審問に出頭しない場合、裁判所は、出頭した当事者の意見を聞いて、審理を中断するか継続するかを、命令を通して、判断する。

④ また、事前の理由なく、尋問に答えるために呼び出しを受けた訴訟当事者が出頭しない場合は、第 304 条の規定に従う、また、本条第 1 項に定める罰金が科される。

#### 第 4 款 証拠調べの先行と保全。

#### 第 293 条 証拠調べ先行の場合と事由。管轄。

- ① 訴訟の開始前に、それを開始しようとする者、または、訴訟中の当事者の何人も、人身の事由でまたは事物の状態によって、証拠調べが一般的に予定される訴訟時に実行できない恐れがある場合、証拠行為の先行実施を裁判所に申立てできる。
- ② 訴訟の開始前になされる先行証拠調べの申立ては、主たる事案について管轄があると見なされる裁判所に差し向けられる。この裁判所は、管轄違いの抗弁を受入れないで、その裁判権および事物管轄、同様に、強行規範に基づく土地管轄を職権で調べる。

訴訟が開始されると、先行証拠調べの申立ては、事案を審理している裁判所に差し向けられる。

#### 第 294 条 先行証拠調べの提起、受理、時間および不服申立て。

- ① 先行証拠調べの提起は、その申立てを支える理由を述べて、証拠のそれぞれについて本法の規定に従ってなされる。
- ② 裁判所が申立てに十分な根拠があると判断した場合、裁判所は、命令を通して、必要とみなされる場合、常に公判または審問の実施前に証拠調べが実施されるよう処置して、また、裁判所書記官が適時の指定を行って、それに応じる。

#### 第 295 条 先行証拠調べの対席での実施。

- ① 先行証拠調べが申立てられ、訴訟開始前に実施するよう取り決められると、申立人は時がくれば訴えようとする者を指定する、それらの者は、取り扱われる証拠方法に従って、本法が許可する介入を証拠調べでできるように、少なくとも 5 日以内に呼出しを受ける。
- ② 先行証拠調べの時点で訴訟がすでに係属されていた場合、当事者は、各証拠方法に関する本法の規定に従って訴訟に介入できる。
- ③ 本条第 1 項に基づいて証拠調べなされる場合、先行証拠調べが実施されてから 2 か月以内に訴えが提起されない場合、(証拠調べ) 実施されたものに証拠価値は付与されない。ただし、不可抗力または同様な事態の別の事由により、当該期間内に訴訟を開始できなかったことが証明される場合を除く。
- ④ 先行実施された証拠調べは、(再度の) 証拠調べ提起の時点で実施可能であり、当事者のなんからの者がそのように請求した場合は、再度実施することができる。そのような場合、裁判所は、該当する証拠調べ実行を認め、健全な批判(\*sana crítica) の規則に従って、先行実行された証拠調べと後で実行された証拠調べの両方を評価する。

(訳者注: La sana crítica とは、裁判官が実行する精神作用で、裁判上の証拠調べの結果を誠意を持ってかつ善意で正確に評価することを目的とする。また、論理的解釈および人の常識とも定義される。他方、それは、裁判官が、論理、経験および科学的に保証される知見に従って評価するところの証拠評価方法である。)

#### 第 296 条 先行証拠調べの資料の保管。

① 先行証拠調べを構成する、または、その実施の結果として得られる文書およびその他の証拠物件、ならびに、実行された証拠調べおよびその結果を忠実に反映できる資料は、それらが結びつく訴えが提起されるまで、または、それらを審理し、評価する訴訟の時が来るまで、証拠調べを決した裁判所書記官の管理の下に置かれる。

② 先行証拠調べを取り決めた、または、実施した裁判所以外の裁判所が訴えを最終的に審理する場合、この裁判所は、当事者の申立てにより、公式の経路を通して、前者の裁判所に調書、書類および訴訟行為のその他資料の送付を要請する。

#### 第 297 条 証拠保全措置。

① 訴訟の開始前に、それを開始しようとする者、または、訴訟中の訴訟当事者のいずれも、裁判所に、人為的行為により、または、物体や物の状態を破壊または変更する可能性のある自然現象により、その時点で関連する証拠調べの実行を不可能にすることを、または、それを請求する意味が喪失することを回避するための有益な保全措置を、命令を通して、取ることを申立てできる。

② (保全) 措置は、裁判所の判断で、事物または状況の保存を、または、それらの実体と特性の公証記録を可能にする処分で構成される。証拠を保全する目的で、作為または不作為の命令を、その命令に違反した場合は、当局への不服従による裁判を提起するという警告の下で、発することもできる。

工業所有権および知的財産権の侵害の場合、(証拠保全) 措置の申立人が合理的に入手可能な侵害の証拠を提出した後では、そのような措置は、サンプルの採取の有無にかかわらず、その詳細な記述で、または、係争中の商品および対象物、ならびに、これらの商品または商品に関連する書類の製造または流通に使用される材料および機器の押収で、構成できる。

③ 証拠保全に関する裁判権および管轄については、先行証拠調べに関する規定が適用される。

④ 訴訟の開始前に証拠保全措置が取り決められた場合、その措置が有効に採用された日から 20 日以内に申立人が訴えを提起しない場合、措置は効力を失う。裁判所は、職権により、決定を通して、実行された履行行為を解除または取り消すよう取り決め、申立人に費用を支払うよう命じ、また、申立人が、措置が取られた者に生じた損害賠償の責任を負うことを宣言する。

#### 第 298 条 要件。証拠保全措置の採用手順。反対保証(*contracautela*)。

① 裁判所は、次の要件が満たされている場合、命令を通して、それぞれの場合に適切な措置の採用を取り決める：

1. 保全しようとする証拠が、その保全を申立てる時点で(保全)可能であり、妥当であり、また、有益であること。
2. 保全措置が採用されない場合、当該証拠調べを将来行うことができなくなる恐れがある理由または動機があること。
3. 申立てられる保全措置が、または、裁判所が同じ目的のために好ましいと判断

する別の措置が、適当と評価でき、また、関係者または第三者に重大かつ不均衡な損害を与えることなく、短時間で実施できること。

② ある証拠の保全措置採用を判断するために、裁判所は、措置の申立人が当該措置が与える損害（賠償）の保証を提供する申し出を考慮に入れなければならない、また、この申し出を受け入れることができる。

③ 裁判所は、保全措置の代わりに、保全が求められている証拠調べ実施に十分応える保証を、第 64 条第 2 項第 2 段規定の方法で、提供する措置を受忍しなければならない者がなす申し出の受け入れを、命令を通して、取り決めることもできる。

④ 証拠保全措置は、それを受忍する者の意見を聴取した上で採用される。訴訟が開始された後に申立てられた場合は、被告も意見を聴取される。訴訟を起こされようとしている者、または、すでに訴えられている者だけが、その採用に反対するとき、証拠の不可能性、不適切さまたは無益性を主張することができる。

⑤ 前項の規定にかかわらず、事前の聴取に起因する遅延が申立人の権利に取り返しのつかない損害を与える可能性がある場合、または、証拠が破壊される、または、そのように申立てる場合で、証拠調べが他の方法で不可能になるという明白なリスクがある場合、裁判所は、命令を通して、それ以上の手続きなしに（保全）措置を取り決めることができる。その命令は、それを要求した要件、および、被告または被告となる者の意見を聞くことなく、それを取り決めるに至った理由を個別に明確にする。この命令は不服申立てできず、また、遅滞なく、当事者およびそれを受忍すべき者に通知される。それが事前に可能でない場合は、措置の実行直後に通知される。

⑥ 保全措置が事前の聴聞なしに採用された場合、訴えられるべき者、すでに訴えられている者、または、それを受忍しなければならない者は、それを取り決めた命令の通知から 20 日以内に異議申立てできる。

⑦ この措置への異議申立ては、将来の証拠調べに取り返しのつかない損害のリスクが存在しないことに、同様に、負担の少ない他の同様な適切な措置を取る可能性に基づくことができる。また、第 3 項に規定されている保証で取って代えることもできる。訴訟を起こされようとしている者、または、すでに訴えられている者だけが、証拠の不可能性、不当性または無益性を主張することができる。

⑧ 異議申立書は、（保全措置）申立人に送付され、場合に応じて、訴えられる者または措置を受忍しなければならない者に送付される。それらの者全員が 5 日の期間内に審問に呼び出され、その後 3 日の期間内に、不服申立て不能の決定を通して、異議について判断される。

## 第 6 節 証拠方法および推定。

### 第 299 条 証拠方法。

① 裁判で使用できる証拠方法は次のとおりである：

1. 当事者の尋問。
2. 公署証書。
3. 私文書。

4. 鑑定人の意見。

5. 職権調査。

6. 証人の尋問。

② 本法の規定に従って、言語、音声および画像の再生手段、ならびに、訴訟に関連する言語、データ、数値および会計または他の目的でなされた数学的演算を保存および認識または再生することを可能にする手段も受け入れられる。

③ 本条前2項で明示的に規定されていない他の手段により、関連する事実についての確実性が得られる場合、裁判所は、当事者の請求により、それぞれの場合に必要手段を採用して、証拠としてそれを受け入れる。

### 第300条 証拠調べ実施の順序。

① 裁判所が、職権により、または、当事者の申立てにより、他の異なる順序を取り決めない場合、証拠調べは、次の順序で公判または審問で実施される：

1. 当事者の尋問。

2. 証人の尋問。

3. 鑑定人の自己の意見についての陳述または意見の提出。例外的にその時点で受け入れなければならない場合。

4. 職権調査。裁判所本所の外で行うことができない場合。

5. 撮影、録音およびその他の類似の手段によって取得された言語、画像および音声の裁判所での再生。

② 受入れられた証拠調べのいずれかが審理で実施できない場合、その審理は、妥当な順序で、残りの証拠調べのため継続される。

### 第1款 当事者尋問

#### 第301条 当事者尋問の概念と主体。

① 各当事者は、裁判所に対して、他の当事者を、それらの者が知っている裁判の目的に関連する事実と状況について尋問するよう請求できる。共同訴訟当事者は、他の共同訴訟当事者の尋問を、訴訟の中で両者の間に対立または利益相反があるときに限り、請求できる。

② 裁判で行動する適格当事者が、紛争の的となっている法律関係の主体でも、(その法律関係を)引き起こす権利の名義人でもない場合、当該主体または名義人の尋問を請求できる。

#### 第302条 尋問の内容と質問の受入れ。

① 尋問の質問は、明確かつ正確に、肯定文の形式で(\*en sentido afirmativo)口頭でなされる。価値判断や評価を含めてはならず、これらが組み込まれる場合はなされていないと見なされる。

(訳者注：en sentido afirmativo とは、例えば、「昨日、・・・しましたか？」は可で、「昨日、・・・しませんでしたか？」は不可となる。)

② 裁判所は、質問が、尋問が受入れられであろう事実に対応していることを確認する、そして、尋問が実施される同じ（訴訟）行為で質問が受け入れられるか判断する。

### 第 303 条 なされる質問への異議申立て。

尋問に応じなければならない当事者、および、場合に応じて、その弁護士は、直ちに質問の許容性に異議申立てでき、また、質問に含まれる評価と査定は、自身の意見では、不適切であり、なすべきではないと指摘できる。

### 第 304 条 不出頭および事実の黙認。

尋問に呼び出された当事者が裁判に出廷しない場合、裁判所は、本法第 292 条第 4 項に係わる罰金を科すことに加えて、当該当事者が個人的に介入した事実は、それら事実が確かであると決めることがその者にとって全く有害であるとしても、認められたものとみなすことができる。

呼出し状において、利害関係者に、不当な不出頭の場合、前段に示される効果が生じると警告する。

### 第 305 条 尋問への回答方法。

① 被尋問者は、回答の下書きを使用せずに、自身で回答する。しかし、裁判所の判断で、書類およびメモまたはノートをすぐに参照することが、それらが記憶を助けるのに便利である場合、許可される。

② 回答は肯定または否定でなければならず、質問の趣旨によってこれが不可能な場合は、正確かつ具体的になす。いずれにせよ、証言者は、提起された問題に関連する、適切と考える説明を追加することができる。

### 第 306 条 裁判所の権能および弁護士の介入。交互尋問。

① 証拠調べを要求した者の弁護士の質問が回答されると、その他当事者の弁護士および証言した者の弁護士は、この順序で、事実を特定するのに役立つと考えられる新しい質問を証言者になすことができる。裁判所は、不適切または無益な質問を排斥しなければならない。

解明と補足を得るために、裁判所は証言を求められた当事者を尋問できる。

② 弁護士の介入が義務付けられていない場合、両当事者は、互いに話に割り込まないように、また、邪魔したりしないように気を配る裁判所の許可を得て、訴訟に関連する事実の特定に都合の良い質問や意見表明をなすことができる。裁判所は、不適切または無益な介入を排斥しなければならない、また、証言を求められた当事者を尋問できる。

③ 証言者とその弁護士は、本条前各項に係わる質問に直ちに異議を申立てること

ができる。また、第 303 条規定の意見表明をすることができる。裁判所は、答えるために発言を許可する前に、妥当なものを裁定する。

### 第 307 条 証言拒否、回避的回答または断定的でない回答、および、個人的事実の受入れ。

① 証言を求められた当事者がそれを拒否した場合、裁判所は、秘密を保持する法的義務がない限り、質問に係わる事実が、被尋問者が個人的にそれら事実に参加していた場合、確かであると思えることができることを、および、それらを確かであると決めることが全体的または部分的にその者に有害になることを直ちに警告する。

② 証言者による回答が回避的な場合、または、断定的でない場合、裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、前項規定の警告を発する。

### 第 308 条 被尋問者の個人的でない事実に関する証言。

質問が証言者にとって個人的でない事実に関わっている場合、証言者は（一般的に）自身の知識に基づいて、その知識の出所を説明して、回答しなければならないが、（証言者は）事実を、事案とのその者自身の関係により、個人的に知っている第三者も質問に、証言の結果を受け入れて、回答するよう、申立てることができる。

この代替が受け入れられるためには、証拠調べを申立てた当事者が受諾しなければならない。そのような受諾が行われない場合、証言者は、前述の者を証人の地位で尋問するよう申立てでき、裁判所は適当と思料するもの判断する。

### 第 309 条 法人または法人格のない団体の尋問。

① 証言者が法人または人格のない団体であり、裁判での代表者がその訴訟で争われている事実に参加していない場合、公判前準備手続きでそのような状況を主張し、尋問される法人または人格のない団体の名で介入した者の身元を、裁判に呼び出すために、提供しなければならない。

代表者は、身元が特定された者が法人または人格のない団体の構成員でなくなった場合、その者を証人として呼び出すよう申立てできる。

② いずれかの質問が、法人または人格のない団体の代表者が介入しなかった事実に関わる場合、代表者は、その知識に従って、その出所を示して、回答しなければならない、また、当事者の名でそれらの事実に参加した者を特定しなければならない。裁判所は、第 435 条第 1 項第 2 規則の規定に従って、公判外で最終措置として尋問するために当該者を呼び出す。

③ 前 2 項に規定される場合で、法人または人格を持たない団体の代表者が、事実に関与している者を知らないと陳述する場合、裁判所は、そのような陳述を、第 307 条第 1 項と第 2 項で規定される効果をもって、回避的な応答または証言拒否と見なす。

### 第 310 条 証言者間の通信阻止。



第 301 条第 2 項に従って、2 人以上の当事者またはそれらと同一視される者が、同じ紛争事実について証言しなければならない場合、それらの者が互いにコミュニケーションをとったり、質問および回答の内容を事前に知ることを回避するために、必要な措置が講じられる。

複数の共同訴訟人を尋問しなければならない場合にも、同じ防止策が採用される。

#### 第 311 条 在宅尋問。

① 質問に答えなければならない者が病気やその他の特別な事情により裁判所に出頭できない場合、当事者の申立てにより、または、職権により、証言は、裁判官または裁判所の対応する職員の前で、裁判所書記官が同席して、証言者の住所または居所で行われる。

② 状況がそれ（在宅尋問）を不可能または非常に不便にしない場合、相手方当事者およびその弁護士は、在宅尋問に参加できる。しかし、裁判所の判断により、本人および場所の事情を勘案し、これらの者の立会いが適切でないと判断される場合には、裁判所および裁判所書記官の立会いの下で尋問を行うことができる。この際、尋問提起者は質問リストを、それらが適切であると見なされる場合、裁判所によってそれらが質問されるように、提出できる。

#### 第 312 条 在宅尋問の調書での証明。

前条の場合、裁判所書記官は、証言した者が自分で読むことができるように、質問と回答の十分に詳細な調書を作成する。証言者が読めない、または、そうしたくない場合は、裁判所書記官がそれを読み上げ、裁判所は被尋問者に追加または変更があるかどうかを尋ね、その者が述べたことを続いて記入する。次に、裁判所書記官の認証の下で、証言者と他の同席者が署名する。

#### 第 313 条 司法共助による在宅尋問。

尋問に応じなければならない当事者が裁判所の裁判管轄区域外に居住し、かつ第 169 条第 4 項第 2 段に規定するなんらかの事情があるときは、その当事者は、司法共助により尋問を受けることができる。

そのような場合、尋問申立て当事者が尋問行為に出席できないために要求する場合、その者が作成する質問リストが、（関連書類の）発送に添付される。質問は、事案を審理する裁判所により適切であると確認されなければならない。

#### 第 314 条 当事者の尋問を繰り返すことの禁止。

第 301 条第 2 項に係わる当事者または人が、それらの者がすでに証言した事実と同じ事実について、尋問されることはない。

#### 第 315 条 特別な場合の尋問。

① 国、自治州、地方（公共）団体およびその他の公的機関が訴訟の当事者であり、

裁判所がその証言を受け入れる場合、公判または審問を待たずに、証拠調べが認容される時点で尋問申立人によって提出されるところの裁判所が適切であると宣言する質問リストがそれらの者に、（それらの者が）書面で質問に回答し、公判または審問行為に指定された日の前にその回答を裁判所に提出するために、送付される。

② 書面による回答が公判または審問で読まれると、裁判所が関連性があり有益であると見なす補足質問は、それら（回答）を提出した当事者の訴訟上の表明によって理解される。また、当該表明が要求される回答を提供できないことを正当化しない場合、最終措置(diligencia final)として、新たな尋問が書面で送付されることとなる。

③ 第 307 条の規定は、この条に定める証言に適用される。

#### 第 316 条 当事者の尋問の評価。

① 他の証拠調べの結果と矛盾しない場合、当事者が確かであると認識した事実は、当事者がその事実に個人的に介入し、確かであると決めることが完全にその者に有害である場合、判決において確かであると見なされる。

② それ以外の場合、裁判所は、第 304 条および第 307 条に規定されている内容を害することなく、健全な批判の規則に従って、当事者および第 301 条第 2 項に係わる者の証言を評価する。

#### 第 2 款 公署証書

##### 第 317 条 公署証書の種類。

訴訟における証拠調べの目的で、次のものは公署証書と見なされる：

1. あらゆる種類の訴訟行為の裁定書と手続き書(diligencias)、および、裁判所書記官がそれらについて発行する公証謄本。
2. 公証人が法律に基づいて認証したもの。
3. 職能団体加入商業仲立人(Corredores de Comercio Colegiados)が介入したもの、また、それらが介入した取引の証明書であり、法律に従って保持しなければならない登録簿を参照してそれらが発行した証明書。
4. 所有権・商業登記官により発行される登記事項証明書。
5. 自己の職務の遂行にかかわるものを公証する権限を法的に与えられている公務員が発行したもの。
6. 国家機関、行政機関またはその他の公法組織のファイルおよび記録を参照して、これらの機関、行政機関または組織の規定および行為を公証する権限を与えられた職員によって発行されたもの。

##### 第 318 条 公署証書による証拠の形成方式。

公署証書は、紙媒体または電子文書のいずれで提出されたかにかかわらず、原本あるいは公証コピーまたは公証証明書によって訴訟に提出された場合、または、第 267

条の規定に従って紙媒体またはデジタル化された画像で、単なるコピーによって提出され、その真正性に異議申立てなされなかった場合、第 319 条規定の証明力を有する。

### 第 319 条 公署証書の証明力。

- ① 下記数条の要件を持って、また、それらの場合において、第 317 条の第 1 号から第 6 号に含まれる公署証書は、証書が裏付ける事実、行為または事物の状態の、その文書化された日付の、また、場合に応じて、その文書化に介入する認証者および他の者の身元の完全な証拠を提供する。
- ② 諸法律が公署証書の性質を与えている、第 317 条第 5 号および第 6 号に含まれない行政文書の証明力は、それらにその性質を認める法律が規定する証明力である。そのような法律に明示的な規定がない場合、前述の文書に記載されている事実、行為または事物の状態は、他の証拠方法によってその確実性が歪められる場合を除いて、言い渡される判決の目的上、確かであると見なされる。
- ③ 高利貸し(usura)の事案では、裁判所は、本条第 1 項の規定に縛られることなく、それぞれの場合に自由にその心証を形成して裁定する。

### 第 320 条 公署証書の証拠価値の異議申立て。比較または照合。

- ① 公署証書の信憑性が疑われる場合、完全な証拠となるために、次の手順に従う：
  1. 公証コピーまたは証明書は、紙媒体または電子的媒体、コンピューターまたはデジタル媒体で提出されたかどうかに関係なく、原本と、それがどこにあるかに係わらず、比較または照合される。
  2. 職能団体加入商業仲立人が介入した契約書は、その登録簿の記載で照合される。
- ② 公署証書とその原本との比較または照合は、そのために原本が存在する保管所または場所に出向く裁判所書記官によって行なわれる、この際、この目的のために呼び出される当事者およびその弁護士が、参集したら、同席する。

公署証書が電子的媒体にある場合、原本との比較は、司法事務局で裁判所書記官によって行われる、この際、この目的のために呼び出される当事者およびその弁護士が、参集したら、同席する。

- ③ 比較または照合により、異議申立てされた公証コピーまたは証明書の真正性または正確性が結果として示される場合、比較または照合に起因する費用、支出および手数料は、異議申立てした者が排他的に負担する。裁判所の判断で、異議申立てが無謀だった場合、120 から 600 ユーロの罰金を科すことができる。

### 第 321 条 不完全な証明書。

文書の一部のみの公証証明書は、それが害する可能性のある訴訟当事者が要求する追加部分を加えて完全になるまで、完全な証拠とはならない。

### 第 322 条 比較または照合の対象とならない公文書。

① 次のものは、照合や比較を必要とせず、また、反対の証拠がない場合、可能であれば筆跡比較を要求する権限は別として、訴訟で完全な証拠となる：

1. 公証原簿が欠落している古い公正証書、および、その公証原簿または原本が消失したすべての公正証書。
2. 性質上、比較または照合できる原本または登録がないその他の公署証書。

② 公証原簿、原本または元のファイルが消失した場合、民法第 1221 条の規定に従う。

### 第 323 条 外国公署証書。

① 訴訟のために、国際条約、国際協定または特別法により、本法第 319 条に定める証明力を付与されるべき外国文書は公署証書と見なされる。

② 国際条約や協定、特別法が適用されない場合、次の要件を満たすものは公署証書とみなされる：

1. 文書の作成または調製において、文書が裁判で完全な証拠となるように、作成された国で要求される要件が遵守されていること。
2. 文書に、検認またはアポステューユおよびスペインでのその真正さに必要なその他の要件が含まれていること。
3. 本条の前 2 項に係わる外国文書に意思表示が組み込まれている場合、これら（意思表示）の存在は証明されたと見なされるが、その有効性は、法律行為の能力、目的および方式の事項において適用されるスペインおよび外国の規範が決定するものとなる。

### 第 3 款 私文書

#### 第 324 条 私文書の種類。

訴訟における証明の目的で、第 317 条のいずれの場合に該当しないものは私文書と見なされる。

#### 第 325 条 証拠の形成方式。

私文書は、本法第 268 条に規定された方法で提出される。

#### 第 326 条 私文書の証明力。

① 私文書は、第 319 条の条件の下で、その真正性にその文書で害を受ける当事者が異議申立てしない場合、訴訟で完全な証拠となる。

② 私文書の真正性に異議が申立てられる場合、異議を提起した者は、専門家による筆跡鑑定を要求できる、または、その目的に有益かつ適切なその他の証拠方法を申立てできる。

文書の真正性が鑑定または他の証拠方法から明らかになった場合、第 320 条第 3 項

の規定に従って処置される。その真正性が推定できなかった場合、または、なんらの証明が提起されなかった場合は、裁判所は健全な批判のルールに従って私文書を評価する。

③ ある電子文書の有効性に関心のある当事者がそれ（電子文書）を要求する場合、または、内部市場における電子取引のための電子識別および信頼できるサービスに関する 2014 年 7 月 23 日欧州議会および理事会規則 (EU) No. 910/2014 で規定される電子サービスのある品質保証されていない信頼できる電子サービスが証明することを許す、電子文書の真正性、完全性、日付と時刻の正確さ、または、その他の特性が、否認される場合、本条第 2 項および規則 (EU) No. 910/2014 の規定に従って手続きされる。

④ 前項で引用される規則に規定されている電子サービスのある品質保証された信用できるサービスが使用された場合、その電子サービスが、不一致の効果に係わるときに、（サービス）提供業者および品質保証されたサービスの信頼リストに掲載されていた場合、文書は問題の特徴を満たしていて、また、信用できるサービスが適切に提供されたと推定される。

電子文書がそれでも異議を申立てられた場合、照合を実行する負担は、異議申立者に対応する。当該照合で（異議に）否定的な結果を得た場合、照合に起因する費用、支出および手数料は、異議申立者が排他的に負担する。裁判所の判断で、異議申立てが無謀だった場合、300 から 1,200 ユーロの罰金を科すことができる。

## 第 327 条 商人の帳簿。

商人の帳簿を証拠方法として使用しなければならない場合は、商法の規定に従う。合理的な方法で、かつ例外的に、裁判所は、調査されるべき項目が特定されていることを条件として、帳簿またはそのコンピューター媒体を裁判所に提出するよう請求できる。

## 第 4 款 前 2 款に共通する規定

### 第 328 条 当事者間の文書開示義務。

① 各当事者は、自己が自由にできる状態にない文書であって、訴訟の目的または証拠方法の有効性に係わる文書の提出を他の当事者に請求できる。

② 開示の請求には、その文書の単なるコピーを添付しなければならない。コピーが存在しないか入手できない場合は、文書の内容を可能な限り正確な文言で示す。

③ 工業所有権または知的所有権の侵害が商業規模で行われた場合、開示請求は、一定期間内に作成され、被告が所持していると推定される、特に、銀行書類、金融書類、商業書類または通関書類にまで拡大することができる。請求には、侵害が具体化した冊子、商品または製品のサンプルの提出で構成できる確からしい証拠を貼付する必要がある。利害関係者の要求に応じて、裁判所は、秘密性を有するデータおよび情報の保護を保証するために、訴訟行為を秘密扱いにすることができる。

### 第 329 条 開示拒否の効果。

- ① 前条の不当な開示拒否の場合、裁判所は、残りの証拠を考慮して、開示申立人によって提出された単なるコピーまたは文書の内容の説明に証拠価値を与えることができる。
- ② 前項に係わる不当拒否の場合、裁判所は、同項の規定に代わって、命令を通して、証拠開示が請求された書類の訴訟への提出を、当該文書の特徴、提供された残りの証拠、申立人がなした主張の内容およびそれらを裏付ける陳述がそのように示唆するとき、請求できる。

### 第 330 条 第三者による書類の開示。

- ① 事前（訴訟）手続きに関する本法の規定を除き、訴訟当事者でない第三者は、当事者の一方から要求され、裁判所がその者の知識が判決を下すために重要であると考えるときのみ、その所有する書類の開示を請求される。

そのような場合、裁判所は、命令を通して、それら書類を所有する者の出頭を命じ、その者の意見を聞いた後、適切なものを裁定する。この裁定は不服申立ての対象にはならないが、利害関係のある当事者は、第二審でその請求を再びなすことができる。

自発的に開示する用意があるときは、司法事務局への提出を強制されることはなく、（第三者が）要求する場合は、裁判所書記官がそれら書類の公証謄本を取るため自宅に出向く。

- ② 前項の目的のため、争われている法律関係の、または、その原因である法律関係の主体は、たとえ裁判に当事者として登場していなくとも、第三者とは見なされない。

### 第 331 条 開示された書類の公証謄本。

前数条の規定に従って証拠開示を請求される者が、訴訟記録に組み込むために書類を手放す用意ができていない場合は、裁判所本所で裁判所書記官によってその書類の公証謄本が、開示者がそのように申立てる場合、取られる。

### 第 332 条 公的組織の開示義務。

- ① 国家機関、自治州、県、地方（公共）団体およびその他の公法組織は、裁判所が要求する証明書および公証謄本の発行を拒否することはできず、また、その附属機関および資料保管所にある書類の開示に反対することはできない。ただし、法的に秘密と宣言または分類された書類は除かれる。この場合、当該秘密性に関する理由書が裁判所に送られる。

- ② 特別な法的守秘義務がない限り、公共サービスを提供する、または、国、自治州、県、市町村およびその他の地方（公共）団体の活動を委託されている、組織および企業は、前項の条件で、開示義務に服し、また、証明書および公証謄本を発行する。

### 第 333 条 文字テキストでない書類のコピーの抽出。

図画、写真、スケッチ、図面、地図および主に文字テキストが主でないその他の書類の場合、原本のみが存在するとき、当事者は、裁判所書記官の立会いの下、開示の時にコピーを取得するよう要求できる。その際、裁判所書記官は、（コピーが）原本の忠実かつ正確な複製であることを公証する。

これらの書類が電子的に提供された場合、司法事務局によって電子的手段で作成されたコピーは、真正なコピーと見なされる。

### 第 334 条 複写技術コピー (*copia reprográfica*) の証拠価値と比較。

- ① 複写技術コピーによって提出された書類が害を与える当事者が複製の正確性に異議申立てる場合、可能であれば原本と比較し、そうでない場合は、他の証拠の結果を考慮に入れて、健全な批判の規則に従って証拠価値は決定される。
- ② 前項の規定は、図画、写真、絵画、スケッチ、図面、地図および類似の文書にも適用される。
- ③ 本条に係わる比較は、当事者が専門家の証拠調べを提案する権利を害しないで、裁判所書記官によって行われる。

### 第 5 款 鑑定人の意見。

第 335 条 鑑定人の意見の対象および目的。公平に行動するという誓約または約束。

- ① 科学的、芸術的、技術的または実践的な知識が、事案において事実または状況を評価するため、または、それらについての確かさを得るため必要な場合、当事者は、対応する知識を有する鑑定人の意見を訴訟に提出することができ、または、本法で規定する場合は、裁判所が指定した鑑定人が意見を出すよう請求できる。
- ② 意見を発表する際、すべての鑑定人は、真実を話すという宣誓または約束の下で、（意見が）いずれかの当事者に恩恵を与える可能性がある、また、害を与えるかも知れないとの両方を考慮して、可能な限り公平に行動した、および、場合に応じて、行動すると、また、鑑定人としての義務に違反する場合に科せられる刑事的制裁を知っていると、表明しなければならない。
- ③ 当事者間で別段の合意がない限り、同一の事案について調停または仲裁に介入した鑑定人に意見を求めることはできない。

### 第 336 条 当事者が指定した鑑定人が作成した意見の訴えと応答に伴う提出。

- ① 訴訟当事者が指定した鑑定人によって作成され、その当事者が自由にできる、当事者の権利擁護のために必要または都合が良いとみなされる意見は、第 337 条の規定を害することなく、訴えまたは応答とともに提出されなければならない。
- ② 意見は書面で作成され、場合に応じて、専門知識の対象となった事項に関する鑑定人の意見を示すために適当な、他の書類、機器または物資が添付される。これらの物資や機器を提出することが不可能または都合が悪い場合、意見書にはそれら

に関する十分な説明が記載される。より正確な評価のために適切であるとみなされる書類も、意見書に添付することができる。

③ 原告は、自己の権利擁護が、訴え提起を（鑑定人）意見の取得まで遅らせることを許容しなかったことを正当化しない場合、原告指定の鑑定人によって作成された意見書を訴えとともに提出できると解される。

④ 訴えに対する応答とともに意見書を提出することができない被告は、応答期間内に意見書を要求し、取得することが不可能であることを正当化しなければならない。

⑤ 当事者の請求により、裁判所は、被告に、弁護士または鑑定人を通して、自己の弁護にとって、または、提出しようとする鑑定人報告書の準備にとって重要な事物の状態および場所の状況の調査が許されるよう取り決めることができる。同様に、人身的損害の訴えの場合、鑑定人報告書を作成するために、（裁判所は）原告に医師による検査を許可するよう促すことができる。

### 第 337 条 訴え又は応答とともに提出できない場合の（鑑定）意見の通知。事後の提出。

① 当事者が、自らが指定した鑑定人が作成する意見書を訴えまたは応答と共に提出することが不可能な場合、当事者は、場合に応じて、主張するつもり（鑑定）意見を訴えまたは応答のなかで表明する。その意見書は、いずれにしても、通常裁判の事前聴聞の開始または口頭審理裁判前の審問開始の 5 日前に、相手方当事者への送付のために、それらを入手したらすぐに提出しなければならない。

② 前項の規定に従って意見書が提出された後、当事者は、意見書作成鑑定人が、本法第 431 条以下に規定される裁判に出頭することを希望するかどうか述べなければならない、または、場合に応じて、口頭審理裁判の審問で、（意見書作成鑑定人が）意見を陳述または説明すべきかどうか、質問、異議または修正の提案に答えるべきかどうか、または、訴訟の目的に関する意見を理解し評価するために他の有益な方法で介入すべきかどうか表明して、（上記を）述べなければならない。

### 第 338 条 訴え後の訴訟行為に基づく意見の提出。公判または審問への鑑定人の介入の申立て。

① 前条の規定は、本法第 426 条の趣旨に従って、訴えに対する（被告の）応答における被告の主張によって、または、審理で受け入れられた補足的な主張または請求によって、その必要性または有用性が明らかになる（鑑定）意見には適用されない。

② 訴えへの（被告の）応答によって、または、公判前準備手続きで主張および請求されたことによって、その必要性または有用性が明白になった（鑑定）意見は、少なくとも公判または審問開催の 5 日前に、相手方当事者に送付するために、当事者によって提出される。その際、当事者は、意見作成鑑定人がその公判または審問に出席する必要があると考えるかどうか、第 337 条の第 2 項が示すことを表明して、裁判所に述べる。

この場合、裁判所は、前条第 2 項に示されている条件で、公判または審問に鑑定人



が出席することを取り決めできる。

第 339 条 裁判所による鑑定人指定の申立て、および、当該申立てについての裁判所の裁定。当事者の請求なしの裁判所による鑑定人の指定。

① 当事者のいずれかが無償法律扶助を受ける権利者である場合、訴えまたは応答とともに鑑定人の意見を提出する必要はなく、無償法律扶助法の定めるところに従って鑑定人の裁判所指定に進むために、単にそれを表明する。

② 原告または被告は、前項の場合に該当しない場合でも、それぞれの（訴訟）開始文書で、自己の利益のために都合がよいまたは必要であると判断する場合、鑑定人の裁判所指定を行うよう申立てできる。このような場合、裁判所は指定に進む。当該（鑑定）意見は、それを請求した者の負担となる。ただし、費用に関して（裁判所が）取り決めるものを害しない。

訴えに含まれていない主張または請求に係わる場合を除き、訴えまたは応答の後に、裁判所指定の鑑定人によって作成される鑑定人報告書を要求できない。

鑑定人の裁判所指定は、誰がその指定を要求したかに関係なく、訴えに対する（被告の）応答提出から 5 日以内に行われなければならない。両当事者が開始時にそれを要求したとき、裁判所は、両者が同意する場合、要求される報告書を発行する単一の鑑定人を指定できる。そのような場合、鑑定人の報酬の支払いは、費用に関して合意されたものを損なうことなく、両方の訴訟当事者に均等に対応する。

③ 通常裁判において、審理で許された補足的主張または請求の結果として、両当事者が、第 427 条第 4 項の規定に従って、（鑑定）意見を述べる鑑定人の裁判所指定を要求した場合、裁判所はそのように取り決める、ただし、その意見が適切かつ有益であると見なす場合に限る。

裁判所は、口頭審理裁判の場合でも当事者が審問で鑑定人指定を申立てるとき、同じことを行うことができる、この場合、審問は（鑑定）意見が作成されるまで中断する。

④ 前 2 項で示された事例において、裁判所による鑑定人指定を要求している両当事者が、（鑑定）意見が特定の個人または団体によって発行されることに同意する場合、裁判所はそのように取り決める。当事者間に合意がない場合、鑑定人は、第 341 条に定められた手順によって指定される。

⑤ 裁判所は、専門知識が、親子関係、父子関係および母子関係の確認または異議申立てに関する訴訟、人の能力に関する訴訟、または、婚姻訴訟に係わる場合、職権で鑑定人を指定できる。

⑥ 裁判所は、各問題ごとに、または、専門知識の対象であり、（問題の）事項が多様であるために異なる鑑定人の意見を必要としない問題の各集合ごとに、一人以上の鑑定人を指定しない。

第 340 条 鑑定人の条件。

① 鑑定人は、意見の対象テーマとその本旨に対応する正式な資格を有しなければならない。正式な職資格に含まれない事項については、その事項に精通した者の中

から指定しなければならない。

② 専門知識の目的に対応するテーマの研究を扱うアカデミーおよび文化科学機関から意見を求めることもできる。また、法的にそうする権能を与えられた法人は、特定の問題について意見を出すことができる。

③ 前項の場合、意見が委託される機関は、意見書作成を直接担当するのは誰であるか、できるだけ早く表明する。これらの者は第 335 条第 2 項で規定されている宣誓または約束を求められる。

#### 第 341 条 鑑定人の裁判所指定手続。

① 毎年 1 月に、さまざまな鑑定人協会に、または、それがいない場合は、同様の団体に、また、同様に、前条第 2 項に係わるアカデミーや文化科学機関に、鑑定人として活動する用意がある加盟会員のリストを要求する。各リストでの一番目の指定は、裁判所書記官立会いの下、抽選により実施される、そして、それに続く順番で順次指定される。

② 鑑定人に実務経験または知識はあるが正式な資格がない者を指定しなければならない場合、当事者を事前に呼び出して、指定は、妥当な労働組合、協会および組織に毎年要請する、該当者のリストを使用して前項規定の手順によって行われる。そのリストは、少なくとも 5 人の該当者で構成しなければならない。(鑑定) 意見テーマの特異性のために、知識のあるまたは実務経験のある一人の名前しか入手できない場合、当事者から同意を得て、全員が同意した場合のみ、その者を鑑定人として指定する。

#### 第 342 条 指定鑑定人の呼出し、受託および任命。資金提供。

① 指定の同日または翌開廷日に、裁判所書記官はこれを鑑定人に連絡し、2 日以内にその業務を受けるかどうか表明するよう求める。是認の場合、任命が行われる、そして、鑑定人は、第 335 条第 2 項が命じる宣誓または約束の下、所定の形式で(受任) 表明を行う。

② 指定された鑑定人が受託を妨げる正当な事由を主張し、裁判所書記官がもっともであると判断する場合、その者はリストの次の鑑定人にとって代わられる、また、任命ができるまでその作業は続く。

③ 指定された鑑定人は、任命後 3 日以内に、必要と考える資金(これは最後の清算の負担となる) 提供を要求できる。裁判所書記官は、(書記官) 決定を通して、要求された資金提供について判断する、そして、鑑定人の証拠調べを要請した無償法律扶助を受ける権利がない当事者に、5 日以内に、裁判所の保管・供託口座(Cuenta de Depósitos y Consignaciones del Tribunal) に決められた金額の入金手続きをとるよう命じる。

この期間の後、設定された金額が入金されていない場合、鑑定人は、意見の発行を免除される。新しい指定に進むことはできない。

指定された鑑定人が(当事者) 相互の合意により指定された場合で、訴訟当事者の 1 人が自己に対応する供託部分を実行しない場合、裁判所書記官は、他の訴訟当事者

に不足額を補完する機会を提供する。そのような場合には、意見が表明されるべき点を示す、または、その者が寄託した金額を回収する機会を提供する、この場合前段の規定が適用される。

#### 第 343 条 鑑定人の不信動議 (*tacha*)。不信動議の時期と形式。

① 裁判所が指定した鑑定人のみが忌避の対象となる。

一方、忌避できない鑑定人は、次のいずれかの状況が存する場合に不信動議の対象となる可能性がある。

1. (鑑定人が) 当事者のいずれかの、あるいは、その弁護士または訴訟代理士の配偶者、または、4 親等以内の血族または姻族である。
2. 事案または別の類似の事案に直接的または間接的な利害関係を持っている。
3. 当事者のなんからの者あるいはその弁護士または訴訟代理士との依存または共同所有または対立の状況にある、または、あった。
4. いずれかの当事者あるいはその弁護士または訴訟代理士との親密な友情または敵意。
5. 鑑定人の概念を損なわせる、正当に認定された、その他の状況。

② 口頭審理裁判では、公判または審問の後には、不信動議をなすことはできない。通常裁判の場合、訴えまたは応答に伴って提出された意見の作成鑑定人の不信動議は、裁定前審理で申立てられる。

鑑定人の不信動議をなすとき、証言証拠 (*prueba testifical*) を除いて、その (不信動議) 正当化につながる妥当な証拠を提案できる。

#### 第 344 条 不信動議の否認と評価。無謀または不当な不信動議の場合の制裁。

① いかなる利害関係者も、不信動議を否定または否認するために、この目的に関連すると考える書類を持って、裁判所に行くことができる。不信動議が鑑定人の職業的または個人的な評価を損なう場合、鑑定人は裁判所に対し、命令を通して、訴訟の最後に不信動議が根拠のないものであることを宣言するよう要求できる。

② 裁判所は、証拠を評価する際に、場合に応じて、命令を通して、前項規定の不信動議の根拠欠如の宣言をして、不信動議およびその付帯的否定または否認を考慮に入れる。裁判所は、不信動議における無謀さまたは訴訟上の不誠実さを認めた場合、その動機またはそれがなされた時期によって、事前に意見を聞いて、有責側に 60 から 600 ユーロの罰金を科すことができる。

#### 第 345 条 鑑定人活動およびそれらへの当事者の介入。

① (鑑定) 意見の作成に、場所、対象物または人物のなんらかの調査、または、それと同様な活動の実施を必要とする場合、当事者とその弁護士は、鑑定人の作業を妨げたり支障を与えたりすることがなく、(鑑定) 意見の正確性と公平性が保証される場合、調査や活動に立ち会うことができる。

② 当事者のいずれかが前項の鑑定人活動に立会うことを申立てる場合、裁判所は適切なことを判断する、また、その立会いを認める場合、鑑定人に、その活動が実行される日、時間および場所を、当事者に少なくとも 48 時間前に直接通知するよう命じる。

#### 第 346 条 裁判所が指定する鑑定人の意見書の発行および追認。

裁判所が指定する鑑定人は書面で意見を述べ、指定された期間内に電子的手段で裁判所に送付する。この意見書は、適切な解明または説明するために鑑定人が公判または審問に出席する必要があると当事者が考えるかも知れないので、裁判所書記官によって当事者に送付される。裁判所は、いずれにしても、命令を通して、出された（鑑定）意見をよりよく理解し、評価するために、公判または審問への鑑定人の出席が必要であると考え、そう取り決めることができる。

#### 第 347 条 公判または審問における鑑定人の可能な行動。

① 鑑定人は、公判または審問において、当事者が申立て、裁判所が認める介入を受ける。

裁判所は、介入の申立てを、その目的と内容により、無関係または無益であると見なされなければならないとき、または、当事者間の以前の調停手続きにおける鑑定人の介入に由来する守秘義務があるとき、拒否する。

特に、当事者とその弁護士は次のことを要求できる：

1. （鑑定）意見の完全な開示。その開示が、第 336 条第 2 項に係わる書類、物資およびその他の要素を使用して、提出される文書を補完する他の活動の実行を要求するとき。
  2. （鑑定）意見の説明、または、その意味が証明効果のためには十分に表現されていると見なされない論点の説明。
  3. （鑑定）意見の方法、前提、結論およびその他の側面に関する質問と反論への回答。
  4. 他の付随する論点へ（鑑定）意見を拡張する要求に対する回答。それが同じ行為で、また、いずれにせよ、拡張の可能性と有用性についての鑑定人の意見を、また、それを実施するために必要な期間を知る目的で実施できる場合。
  5. 相手方鑑定人による当該意見に対する批判。
  6. 鑑定人に影響を与える可能性のある不信動議の形成。
- ② 裁判所は、また、提出される意見のテーマが何であるかについて鑑定人に質問し、説明を求めることができる、しかし、鑑定人が第 339 条第 5 項の規定に従って職権で指定される場合を除き、（その意見を）拡張することを職権で取り決めできない。

#### 第 348 条 鑑定人の意見の評価。

裁判所は、健全な批判のルールに従って鑑定人の意見を評価する。

### 第 349 条 筆跡の比較。

- ① 私文書の信憑性が、それが害を及ぼす当事者によって否定または疑問視される場合、鑑定人が筆跡の比較を行う。
- ② 民法第 1221 条の規定に従って原本および公証コピーを欠く公署証書の真正性が否定または争われているときにも、筆跡の比較を、それを発行した公務員、または、介入公証人として現れる者が当該文書を認知できない場合、行うことができる
- ③ 筆跡の比較は、本法第 341 条および第 342 条の規定に従って、裁判所が指定する鑑定人によって行われる。

### 第 350 条 比較のための疑いのない書類または書体(cuerpo de escritura)。

- ① 筆跡の比較を要求する当事者は、比較されるべき書類を指定する。
- ② 次のものは、筆跡を比較するために疑いのない書類とみなされる：
  1. 鑑定人によるこの証拠調べが影響を与える可能性のあるすべての関係者が疑いのない書類と認識する書類。
  2. 公正証書および国民身分証明書に関連する公的ファイルの中で証される書類。
  3. 疑わしい筆跡または署名が帰属する者が裁判で認知する筆跡または署名の私文書。
  4. 異議申立てられた文書で、その筆跡により害を受ける者が自分のものであると認知する部分。
- ③ 前項にリストアップされた書類がない場合、異議申立てられた書類が、または、それを承認する署名が帰属する者に、相手当事者の請求により、裁判所または裁判所書記官がその者に口述する書体を書くように要求できる。

要求された者が拒否する場合、異議申立てられた文書は認知されたものと見なされる。

- ④ 疑いのない書類がなく、また、書体との比較が、その書体を書くべきだった者の死亡または不在のために、不可能であった場合、裁判所は、異議を申立てられた文書の価値を、健全な批判のルールに従って評価する。

### 第 351 条 筆跡の比較に関する意見の作成と評価。

- ① 筆跡の比較を行う鑑定人は、検証作業とその結果を書面に記載する。
- ② 本法第 346 条、第 347 条および第 348 条の規定は、筆跡比較の（鑑定）意見に準用される。

### 第 352 条 さまざまな証拠の他の鑑定人意見。

ある証拠の内容または意味を知るため、または、そのより正確な評価に進むために必要なとき、または、都合がよいとき、当事者は、第 299 条第 2 項および第 3 項の

規定の（保護）下で、裁判所が受け入れる他の証拠方法について鑑定人意見を提出または提案できる。

## 第 6 款 （裁判所の）職権調査

### 第 353 条 職権調査の対象と目的およびそれを取り決める発議。

- ① 事実の明確化および評価のために、裁判所が自身で場所、物または人物を調査することが必要または都合のよい場合、職権調査が取り決められる。
- ② 裁判所が職権調査が必要とみなす範囲を損なうことなく、職権調査を要求する当事者は、裁判所に係わってもらいたい主たる事項を表明しなければならない、また、該当事項の技術者または実務者と一緒に（職権調査）行為に参加する意図があるかどうかを示す。

相手方は、職権調査を行う前に、関心のある他の事項を提案することができる、また、同様に前段に示された者と一緒に立ち会うかどうか表明しなければならない。

- ③ 裁判所が職権調査実施を決めると、書記官は、少なくとも 5 日前までに、それが実行される日時を指定する。

### 第 354 条 職権調査の実行および当事者および調査される者の介入。

- ① 裁判所は、調査される場所あるいは調査される物件または人物が居る場所への立ち入りを命ずる措置を含め、職権調査の有効性を得るために必要なあらゆる措置を取り決めることができる。
- ② 当事者、その訴訟代理人および弁護士は、職権調査に立ち合うことができ、口頭で、適切と考える意見を裁判所に表明できる。
- ③ 職権により、または当事者の申立てにより、裁判所が前条第 2 項に示される者の意見または陳述を聞くことが都合がよいと判断する場合、それらの者から事前に真実を話すという宣誓または約束を受ける。

### 第 355 条 人物の調査。

- ① ある人物の職権調査は、裁判所が実施する尋問を通して行われ、尋問は、それぞれの具体的ケースのニーズに合わせられる。当該尋問には、（尋問は）状況によって密室または裁判所の外で行われる場合があるが、裁判所が（調査）手続きの適切な終了を妨げると見なさない限り、当事者は介入できる。
- ② いずれにしても、職権調査の実践においては、個人の尊厳とプライバシーの尊重が保証される。

### 第 356 条 職権調査と鑑定人調査の競合。

- ① 裁判所が都合がよいと判断する場合、裁判所は、命令を通して、職権調査と鑑定人調査が、本款規定の手順に従って、同じ場所、物件または人物に対して単一の行為で行われるよう措置することができる。

② 両当事者は、両調査の共同実施を申立てできる、そして、裁判所が適切と判断する場合、裁判所はそれを命じる。

#### 第 357 条 職権調査と証人による証拠調べとの競合。

① 当事者の申立てにより、また、その費用負担により、裁判所は、職権調査の引き続き行為で証人調べすることを、場所、物件または人物を見ることがその証言の明確さに寄与できるとき、命令を通して、取決めできる。

② 前項で示したのと同じ状況が発生する場合、一方当事者の要求に応じて、相手方当事者の尋問を実施することもできる。

#### 第 358 条 職権調査の調書。

① 実施された職権調査について、裁判所書記官は、詳細な調書を作成する。それには、裁判所の認識と評価、および、当事者と第 354 条に係わる人物によってなされた所見が明確に記載される。

② 第 356 条および第 357 条の規定に従って、職権調査の同じ行為で実行された他の証拠調べの結果も、調書に記録される。

#### 第 359 条 職権調査を記録するための技術的手段の使用。

職権調査の目的であるもの、および、これに介入した者の陳述の証明を残すために、映像および音の録画録音手段またはその他これに類する機器が用いられる。しかし、調書の作成は省略されず、また、その調書には実行された録画・録音、複製または検査の識別のために必要なものが記載される。これら録画・録音、複製または検査は、変更されないように裁判所書記官が保管しなければならない。

前述の手段または機器によって記録または複製されたもののコピーをとることが、その真正性が保証されて、可能であるとき、そのコピーに利害関係がある当事者は、費用を負担して、コピーを裁判所に請求し、取得できる。

#### 第 7 款 証人尋問

##### 第 360 条 証拠調べの内容。

当事者は、裁判の目的に関連する紛争事実を知っている者が証人として陳述するよう申立てできる。

##### 第 361 条 証人適性。

すべての者は証人になることができる。ただし、理性または、判断力の使用を常時奪われている者は除かれる。判断力については、当該判断力を通してしか知ることができない事実に関して当該判断力を奪われている者は除かれる。

14 歳未満の未成年者は、裁判所の判断で、（事態を）知り、正しく陳述するのに必要な識別力を有して場合、証人として証言できる。

### 第 362 条 証人の指定。

証人を提案する場合、可能な限りそれぞれの名前と姓、職業、住所または居住地を示して、証人の身元を明らかにする。

証人の指定は、その者が保持する業務またはその他の（身元）識別状況、ならびに、その者を呼び出しできる場所を表明して、なすこともできる。

### 第 363 条 証人の数の制限。

当事者は、都合が良いと思う数の証人を提案できる、しかし、争われる事実ごとに 3 人を超える証人の費用は、いずれにしても、証人を紹介した当事者が負担する。

裁判所は、争われる事実に関して少なくとも 3 人の証人の証言を聞いたとき、同じ事実に関して、なされた証人の陳述で既に十分に分かったと考える場合、残りの証人の陳述を無視できる。

### 第 364 条 証人の在宅陳述。

① 病気または第 169 条第 4 項第 2 段に係わるその他の理由により、証人が裁判所に出頭できないと裁判所が判断した場合、その住所が裁判所の管轄にあるかどうかによって、直接にまたは司法共助を通して、証人の自宅で陳述を取ることができる。

当事者およびその弁護士は陳述に出席することができる、出席できない場合は、尋問される証人に尋ねたい質問を記載した事前書面による尋問提出が認められる。

② 状況を考慮して、裁判所が、当事者およびその弁護士が在宅陳述に出席することを許可しないことが適切と判断する場合、当事者には、得られた回答を、新たな補足的質問を証人になすこと、または、第 372 条の規定に従って証人に適切な説明を求めることを 3 日以内に申立てできるように、閲覧する機会が与えられる。

### 第 365 条 証人の宣誓または約束。

① 陳述する前に、各証人は、民事訴訟における虚偽証言罪に規定される刑罰の脅威をもって、真実を話すことを宣誓または約束する。裁判所は、証人がそれら刑罰を知らないと表明した場合は、それらを教示する。

② 刑法年齢に達していない未成年の証人の場合、真実を話す宣誓も約束も求めることはない。

### 第 366 条 証人の陳述形式。

① 証人は、（証人）提案書に記載された順序で、裁判所がそれを変更する理由を見つけない限り、個別かつ連続的に陳述する。

② 証人は互いに連絡を取り合うことも、他人の陳述に立ち会うこともできない。そのために必要な措置が講じられる。



### 第 367 条 証人への一般的な質問。

① 裁判所は、いずれにしても、各証人に最初に次の質問をする：

1. 名前、姓、年齢、（民事的）身分、職業および住所。
2. 訴訟当事者、その弁護士または訴訟代理士の配偶者、血族または姻族であるか、または、そうであったか、その親等は何か、あるいは、これらの者と養子、後見または類似の関係によって結びついているか。
3. 証人申請した当事者あるいはその訴訟代理士または弁護士の被扶養者であるか、または、世話を受けている、または、世話を受けていたか、あるいは、それらの者と共通の利益または相反する利益を引き起こす可能性のある関係を持っていた、または、持っているか。
4. 事案または別の類似の事案に直接的または間接的な利害関係があるか。
5. 訴訟当事者あるいはその訴訟代理士または弁護士のいずれかの親しい友人または敵対者であるか。
6. 虚偽の証言で有罪判決を受けたことがあるか。

② 前項の質問に対する証人の回答を考慮して、当事者は、裁判所に対して、公平性に関する状況の存在を述べることができる。

裁判所は、これらの状況について証人に質問することができ、判決を下す際の陳述の正当な評価のために、調書に質問と回答を記録させる。

### 第 368 条 なされる質問の内容と許容性。

① 証人への質問は、口頭で明確かつ正確に行う必要がある。価値判断や評価を含めてはならず、これらが組み込まれている場合は、（質問は）なされなかったと見なされる。

② 裁判所は、裁判の目的に関連を有する係争事実や状況の調査につながる可能性がある質問を受け入れて、尋問の同じ行為で提起された質問について判断する。

第 360 条による証人の自分の知識に関係しない質問は受け入れられない。

③ 受け入れられなかったにもかかわらず、質問に回答した場合、その回答は調書に記録されない。

### 第 369 条 質問の受理の不服申立て、および、その不受理に対する異議。

① 尋問の正にその行為において、質問をした者以外の当事者は、その（質問）受入れに不服申立てでき、また、それらの者が不適切と見なし、また、それらの判断ではなされていないと見なされるべき価値判断と評価を指摘できる。

② 質問の不受理に不満を持つ当事者は、その旨を述べ、その異議を調書に記録するよう要求できる。

### 第 370 条 受理された質問についての証人の尋問。証人兼鑑定人。

① 一般的な質問への回答が終わると、証人は、その者を（証人）申請した当事者によって尋問される、また、証人が両当事者によって申請された場合は、原告がなす質問により開始する。

② 証人は、口頭で自分自身で、回答の下書きを使用しないで回答する。質問が会計、書籍または書類に関連している場合、回答する前にそれらを参照することが許可される。

③ その回答のそれぞれにおいて、証人は自分の証言の出处(\*razón de ciencia)を表明する。

（訳者注：razón de ciencia とは、証人が証言する内容をなぜ知ようになったのか、いつ、どこで、どのように知ようになったのかについて、証人が説明することである。）

④ 証人が、尋問事実が係わる事項について科学的、技術的、芸術的または実践的な知識を持っている場合、裁判所は、証人がその知識に基づいて事実に関するその者の回答に追加する（その意見）表明を認める。

そのような（意見）表明に関して、当事者は、本法第 343 条に関連する不信動議の状況の発生を裁判所に指摘できる。

### 第 371 条 守秘義務がある証人。

① 証人がその地位または職業により、尋問されている事実に関して守秘義務を負っている場合、証人は理由を添えてそれを表明する、そして、裁判所は証言拒否の理由を考慮して、命令を通して、法律において適切なものを裁定する。証人が回答を免除された場合、調書にそのように記録される。

② 証人が尋問されている事実が法的に留保または秘密と宣告または分類される事項に属すると主張した場合、裁判所は、それが司法機関の利益を満足させるために必要であると考えられる場合、命令を通して、権限のある機関から、当該性質を証明する公文書を職権で要請する。

裁判所は、留保または秘密の性質の主張の根拠を確認すると、公文書を（訴訟）記録に綴ることを命令し、公的秘密の影響を受ける質問の記録を残す。

### 第 372 条 尋問および尋問の拡張への当事者の介入。

① 証言証拠を申立てた当事者の弁護士によってなされた質問が回答されると、他のいかなる当事者の弁護士は、証人に、事実の決定につながると考える新しい質問をすることができる。裁判所は、不適切または無益な質問を却下しなければならない。

これらの質問の不受理の場合、不受理の不满に関する第 369 条第 2 項の規定が準用される。

② （質問の）明確化と（説明の）追加を得るために、裁判所は、また、証人を尋問できる。

### 第 373 条 証人の間および証人と当事者の間の対決。

- ① (複数) 証人が重大な矛盾に陥った場合、裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、それら証人が (互いに) 対決するように取り決めできる。
- ② それぞれの陳述により、当事者と 1 人または何人かの証人との間で対決が行われるように取り決めできる。
- ③ 本条に係わる訴訟行為は、尋問の最後に請求されなければならない、そして、この場合、証人に、引き続きその (対決) 行為を実行できるよう不出廷しないよう警告する。

### 第 374 条 証言 (陳述) を記載する方式。

審問または公判でなされた証言 (陳述) は、第 146 条第 2 項の規定に従って文書化される。

### 第 375 条 証人への補償。

- ① 呼出しに応じて裁判所に出頭する証人は、出廷により生じる費用と損害について、証人申請した当事者から補償を得る権利を有する。ただし、訴訟費用について (裁判所が) 取り決めできるものを害しない。複数の当事者が同じ証人を申請した場合、補償額はそれらの者間で按分される。
- ② 補償額は、持ち寄られたデータと状況を考慮して、(書記官) 決定により裁判所書記官によって決められる。この (書記官) 決定は、公判または審問が終了したら下される。

補償しなければならない当事者が、前段で述べた決定の確定から 10 日以内に補償を行わない場合、証人は強制執行 (apremio) 手続きに直接進むことができる。

### 第 376 条 証人の陳述の評価。

裁判所は、証人の陳述の証拠力を、証人が与えた (陳述の) 出処、証人に係わる状況、そして、場合に応じて、提起された不信動議およびそれらに対して実行された証拠調べの結果を考慮して、健全な批判のルールに従って、評価する。

### 第 377 条 証人の不信動議。

- ① 第 367 条第 2 項の規定にかかわらず、各当事者は、次のいずれかの事由がある相手方当事者申請の証人に不信動議を提起できる：
  1. (証人が) 申請当事者あるいはその弁護士または訴訟代理士の配偶者または 4 親等以内の血族または姻族である、または、そうであった、あるいは、養子、後見または同様の絆によりそれらの者と関連がる。
  2. 陳述を行う際に、証人が、(証人) 申請者あるいはその訴訟代理士または弁護士の被扶養者である、または、それらの者のサービスを受けている、または、それ

らのある者と共有または利害の関係によって結びついている。

3. 事案に直接的または間接的に利害関係を有している。
  4. 当事者の1人と、または、その弁護士または訴訟代理士と親しい友人または敵対者である。
  5. 虚偽証言で有罪判決を受けた証人であった。
- ② 証人申請当事者は、申請の後、前項規定の不信動議の事由のいずれかの存在に気付いた場合、証人を取消しできる。

#### 第 378 条 不信動議をなす時期。

不信動議は、証言証拠が受理される時から公判または審問が始まるまでに、提起されなければならない。ただし、本法第 367 条の規定に従って尋問される際に、不信動議の原因を認めるとい証人の義務を害しない。その場合、同条第 2 項の規定に従って行動できる。

#### 第 379 条 不信動議に対する証拠調べと抗弁。

- ① 不信動議の申立てとともに、証言証拠を除いて、不信動議を正当化する証拠を提出できる。
- ② ある証人の不信動議が提起された場合、その他当事者がその後 3 日以内に異議申立てしない場合、それらの者はその不信動議の根拠を認めたと解される。異議申立てた場合、それらの者は適切と思われるものを主張し、書類を提出できる。
- ③ 不信動議の評価および証言陳述の評価については、第 344 条第 2 項および第 376 条の規定に従う。

#### 第 380 条 報告書に記載された事実に関する尋問。

① 第 265 条第 1 項第 4 号に従って、またはその後、同条第 3 項の保護の下で、事実に関する報告書が（訴訟）記録に持ち寄られ、これら報告書が、被害を受ける可能性のあるすべての当事者により、確かであると認められなかった場合、報告書の作成者が証人として、本法に規定された方法で、次の特別な規則に従って尋問される：

1. 報告書が当事者の 1 人の委託により作成された場合、事案への利害関係を理由に証人の不信動議はなされない。
  2. 報告書の作成者は、職業的資格が証明されると、関連する質問がなされる前に、報告書を認め、その内容を追認しなければならない。
  3. 尋問は、報告書に記載された事実限定される。
- ② 報告書に著者の科学的、芸術的、技術的または実践的知識に基づく評価も含まれる場合、証人兼鑑定人に関する第 370 条第 4 節の規定が準用される。

#### 第 381 条 法人および公的組織の管理下での書面による回答。

① 訴訟に関連する事実に関して、法人および公的組織が、訴訟にとって利害関係のある知識を特定の自然人に個別化することが可能でない、または、必要でない場合で、これらの事実はその（法人等の）活動に係わるとして、そのような事実を報告することが適切である場合、この証拠が都合のよい当事者は、公判または審問の10日前に事実について書面で回答することを、裁判所の要請によって、法人または団体に求めることができる。

② 前項に係わる証拠申請書では、（法人等の）陳述または報告書が言及しなければならない事項が正確に表示される。他の当事者は、適切と考えるものを主張できる。具体的には、書面による陳述の要求に他の事項を追加したい場合、または、証拠申請者が表明したものが修正または補足されることを望む場合、適切と考えるものを主張できる。

裁判所は、当事者の意見を聴取した後、場合に応じて、法人または公的組織の陳述の対象とすべき問題の範囲を正確に定め、また、150 から 600 ユーロの罰金を科す（警告の下で）、および、当局への不服従による不作為に対して個人的に責任を負う者に対して訴訟を起こす警告の下で、定められた期限内にその陳述をなすこと、および、裁判所に送付することを請求して、（証拠）申請の適切性と有益性について裁定する。この証拠調べの実施は、裁判官が一方または両方の当事者の無防備を防ぐために必要であると判断しない限り、訴訟の進行を中断しない。

書面による回答が受領されると、裁判所書記官は、次項に規定される目的のために、それらを当事者に送付する。

③ 書面による回答、あるいは、これら（回答）の拒否または不作為を考慮して、裁判所は、職権により、または、当事者の請求により、命令を通して、その証言が、法人または団体の陳述を、不明瞭または不完全である場合、明確にするまたは完全にするのに適切かつ有益であり得るところの個人を公判または審問への呼び出しを命じることができる。また、裁判所は、当事者の請求により、そのような陳述を否定するために適切かつ有益な証拠を受け入れることもできる。

④ 前各項の規定は、第1項で規定される特性の事実を審理していて、文書証拠として提出できる証明書または公証謄本を公的組織から得ることができる場合、それら公的組織には適用されない。

⑤ 前各項で規定される陳述には、可能な限り、本款の他の規則が適用される。

第8款 言語、音および画像の複製、並びに、訴訟に関連するデータの保管・検索を可能にする機器

第382条 撮影、録音および類似の機器。証拠力。

① 当事者は、証拠方法として、撮影、録音およびその他の類似の機器によって取得された言葉、画像および音声の複製を裁判所に証拠申請できる。この証拠申請をするとき、当事者は、場合に応じて、該当媒体に含まれる、また、事案に関連する文言の書き写しを添付しなければならない。

② この証拠方法を申請する当事者は、都合がよいと考える（鑑定）意見および文書による証拠方法を提供することができる。他方当事者は、また、複製されたものの信憑性と正確性に疑問を呈する場合、（鑑定）意見と証拠方法を提供できる。

③ 裁判所は、健全な批判のルールに従って、本条第1項に係わる複製を評価する。

### 第383条 複製の調書および当該資料の保管。

① 前条の適用により実行される行為から、適切な調書が作成され、そこには、実行された撮影、録音および複製の識別に必要なもの、また、場合に応じて、提出された証明資料と（鑑定）意見、または、実行された証拠調べが記録される。

② 複製された言葉、画像または音声を含む資料は、訴訟記録と関連して、改変されないように裁判所書記官によって保管されなければならない。

### 第384条 訴訟に関連するデータの保管、認識または複製を可能にする機器。

① 言葉、データ、数値および会計またはその他の目的で実行される数学的演算を、保管、認識または複製することを可能にする機器で、それらが訴訟に関連しているため、証拠として受理されたものは、訴訟の他の当事者が裁判所と同じ知識を持ってその権利に都合が良いものを主張および申立てできるように、（証拠）申請当事者が持ち寄る手段、または、裁判所が使用できる手段によって、裁判所により検証される。

② 第382条第2項の規定は、前項に規定された機器に適用される。（訴訟）記録内の文書化は、裁判所書記官の公証の下で、機器の性質に応じて最も適切な方法でなされる。この際、裁判所書記官は、場合に応じて、必要な保管措置を講じる。

③ 裁判所は、本条第1項に係わる機器を、その性質に応じて適用される健全な判断の規則に従って評価する。

## 第9款 推定

### 第385条 法律上の推定。

① 法律が設定する推定は、推定される事実の証明（責任）を、この事実が有利である当事者に、免除する。

そのような推定は、その推定が発生する（証拠）事実の確かさが承認または証明によって定立される場合のみ許容される。

② 法律がある推定を設定するとき、反対の証拠がないと、この推定は、推定される事実の不存在を証明すること、および、推定される事実とその推定を基礎づける証明または承認された事実との間に有るべきリンクの不存在を証明することの両方に向くことができる。

③ 法律により設定される推定は、その法律が明示的に禁止している場合を除き、反対の証拠を認める。

### 第386条 裁判上の推定。

① 承認または証明された事実から、裁判所は、訴訟の目的のために、別の事実の確かさを推定できる。ただし、その承認または証明される事実とその推定される事

実との間に人の判断の規則に従って正確かつ直接的なつながりがある場合に限る。

前段（の規定）が適用される判決には、裁判所が推定したところの理由が含まれなければならない。

② 裁判上の推定がなされる可能性に直面した場合、それによって損害を被る訴訟当事者は、前条第2項に係わる反対の証拠を常に提出できる。

## 第7節 付帯的問題(cuestiones incidentales)

### 第387条 付帯的問題の概念。

付帯的問題とは、訴訟の主たる目的を構成する問題とは異なるが、訴訟に直接関係する問題、および、その訴訟で影響力のある先決問題や訴訟上の要件に関して発生する問題である。

### 第388条 (付帯的問題の) 訴訟手続きに関する一般規則。

本法に別の処置が示されていない付帯的問題は、本節規定の方法で処理される。

### 第389条 特別な(判決)言渡しの付帯的問題。

付帯的問題は、それらが、裁判所に訴訟の主たる目的の裁定に入る前に判決の中で別個にそれらについて判断することを要求する場合、特別に(判決を)言い渡される。

これらの問題は、訴訟の通常の進行を中断しない。

### 第390条 事前言渡しの付帯的問題。訴えの進行の中断。

付帯的問題が、その性質上、通常の見扱による訴訟継続に支障をきたす場合、それらが裁定されるまで訴訟行為の進行は中断される。

### 第391条 事前言渡しの付帯的問題。ケース。

法律で明示的に規定されているケースに加えて、以下(の事項)に係わる付帯的問題は前条の場合とみなされる：

1. 第414条以降に規定される審理の後に発生した事実による、訴訟当事者のいずれかの(訴訟)能力と代理に係わる(問題)。
2. 他のなんらかの訴訟上の先決問題の欠落または同種の障害の出現に係わる(問題)。ただし、前号で引用された条で規定されている審理の後に発生する場合に限る。
3. 裁判中に発生し、その通常の見扱による裁判の継続または終了について判断するために、事実上または法律上、その裁定が絶対に必要なその他の付帯的問題。

### 第392条 付帯的問題の提起。そうでないものの不受理。

- ① 付帯的問題は、関連書類を添付して書面で提起される。その書面内で、必要な証拠申請がなされ、また、その付帯的問題を提起する者の判断で、それが裁定されるまで訴訟行為の通常進行を中断するか否かが示される。
- ② 裁判所は、決定を通して、前の事例のいずれにも該当しない付帯的問題の提起を却下する。

### 第 393 条 付帯的問題の受理、審理および裁定。

- ① 通常訴訟手続では公判が開始すると、口頭審理手続では申請された証拠調べが認められると、付帯的問題の提起は認められない。
- ② 付帯的問題の提起が認められる簡潔に理由付けられた命令において、それが事前の（判決）言渡し、または、特別な（判決）言渡しの対象となるか裁定され、最初のケースでは、訴訟行為の通常進行が中断される。
- ③ 裁判所書記官は、付帯的問題が提起される文書を他の当事者に送付する。他の当事者は、5 日以内に適切と思われることを回答できる。この期間が経過すると、書記官は、日時を指定して、口頭審理裁判の審問の規定に従って開催される出頭（審理）に当事者を呼び出す。
- ④ 付帯的問題について両当事者の主張がなされ、場合に応じて、同じ審問で認められる証拠調べが実行されると、付帯的問題が事前の（判決）言渡しに係る場合は、10 日以内に、当該問題を裁定する、また、訴訟継続に関して適切なものを処置する、決定が下される。

付帯的問題が特別な（判決）言渡しに係る場合は、適切に分離して、終局判決において、裁定される。

- ⑤ 付帯的問題が決定により裁定されるときで、この決定が訴訟終了を取り決める場合は、控訴できる、また、続行を決める場合は、なんらの不服申立てできない。ただし、害を受ける当事者が、終局判決に控訴するとき、裁定に異議申立てできることを害しない。

### 第 8 節 訴訟費用の負担を命じる判決

#### 第 394 条 第一審の訴訟費用の負担を命じる判決。

- ① 確認訴訟では、第一審の費用は、すべての請求が却下された当事者に科される。ただし、裁判所が、その事案が事実のまたは法の重大な疑義を提示したことを評価し、そのように理由を示す場合は除かれる。

費用負担を命じる判決の目的で、事案が法的に疑義があったと評価するために、同様事案に該当する判例が考慮される。

- ② 請求の認容または却下が部分的である場合、無謀にも訴訟を起こしたことで当事者の一方に費用負担を科すという場合を除いて、各当事者は自己の請求で生じた費用を支払、また、共通費用を半分ずつ支払う。
- ③ 本条第 1 項の規定の適用で、敗訴した訴訟当事者に費用が科される場合、敗訴した訴訟当事者は、（規定）料金表の対象とならない弁護士およびその他の専門家



に対応する部分について、そのような言い渡しを受けた訴訟当事者のそれぞれについて、訴額の3分の1を超えない合計金額を支払う義務がある。これらのために、算定不能な請求は、事案の複雑さで裁判所が別のことを決める場合を除いて、18,000ユーロと評価される。

前段の規定は、裁判所が費用負担を言い渡された訴訟当事者の無謀さを宣言するときは、適用しない。

費用負担の判決を受けた者が無償法律扶助の権利者であるとき、無償法律扶助法に明示されるケースでは、相手方の防御で生じた費用を支払う義務のみがある。

④ いかなる場合も、検察官が当事者として介入する訴訟において、検察官に費用が科されることはない。

#### 第 395 条 (請求) 認諾の場合の費用負担。

① 被告が(訴えに)応答する前に訴えを認諾した場合、裁判所が適切に理由付けして被告の悪意を評価する場合を除き、費用の賦課は行なわれない。

いずれにせよ、訴え提起の前に公正証書で正当な支払い請求が被告に対してなされていた場合、あるいは、調停手続きが開始されていた場合、または、被告に対する和解の申し出があった場合、悪意があるとみなされる。

② 訴えへの応答後に認諾がなされた場合、前条第1項が適用される。

#### 第 396 条 訴訟が取り下げにより終了する場合の費用負担。

① 被告が同意しない原告の取り下げにより訴訟が終了した場合、原告にすべての費用支払いが命じられる。

② 訴訟を終了させた取り下げが被告によって同意された場合、訴訟当事者はいずれも費用支払いを命じられない。

#### 第 397 条 費用に関する控訴。

第 394 条の規定は、第一審の費用負担または費用負担の欠如が異議申立てられる控訴を第二審で裁定するために適用される。

#### 第 398 条 控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立ておよび破棄請求における費用。

① 控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求のすべての請求が却下された場合、不服申立ての費用に関して、第 394 条の規定が準用される。

② 控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求の全部または一部の認容の場合は、いずれの訴訟当事者も当該不服申立ての費用支払いを命じられることはない。